

文教福祉委員会

平成23年3月17日（木）

午前9時01分～午後4時07分

議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、野口保信副委員長、川副龍之介委員、山田誠一郎委員、松永憲明委員、白倉和子委員、松永幹哉委員、亀井雄治委員、山下明子委員、重田音彦委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・富士大和温泉病院 山口事務長
- ・保健福祉部 中島保健福祉部長  
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○堤委員長

おはようございます。文教福祉委員会を再開いたしたいと思います。

まず初めに、発言される方は必ず挙手をしてから、指名後にマイクにある青いボタンを押してから御発言ください。

なお、マイクは後押し優先です。発言終了後、消すために押す必要はございません。

それでは、富士大和温泉病院の議案審査に入ります。

予算議案である第17号議案について、執行部から説明をお願いします。

◎第17号議案 平成23年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計予算 説明

○堤委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○白倉委員

81ページの説明の中に、材料費のところの説明があったんですが、今現在、ジェネリックが占めるパーセンテージと23年度予算ではそのパーセンテージをどれぐらいまで大体見込んでおられるのかというのと——その部分ですね。お願いいたします。

○山口富士大和温泉病院事務長

具体的な数字としては、21年度の決算で8.8%。ここ数年、その21年度を含んだここ数年がそのぐらい、10%を切るぐらいの数字で推移しております。22年度以降についても10%前後ということで見込んでおります。基本的に診断書といいますか、書くときにジェ

ネリックを積極的に使うというふうな指示の仕方にはなっているんですが、まだなかなか急激にふえるという状況ではないようです。

○亀井委員

病床稼働率が80.6%の予定になっていますね。今年度が74%と言われたかな。ということですよ、多分1日7人ふやさんばかな。1日当たりの患者さん、入院患者の数を7人ふやさんばらん。ただね、病気になってくださいと言うわけにもいかんし、こっちから病人をつくるわけにもいかんし、難しいところだけど、それは病院はなかなか宣伝ができませんのでね、非常に難しいところだけど、やっぱり何か考えて、うちの病院は快適ですよとかですよ、こんなに設備が整っていますよとか、景色もいいですよ、環境もいいですよというようなことをね、やっぱり何か訴える方法を考えていかんと、この74%から80.6%に上げていくというのはなかなか厳しいのかなと思うし、仮に80.6%に上がってもまだ19床は余っているわけだからね。その辺、何か改革プランの中、ちょっと少し見直しをして、何か検討を加える必要があると思いますが、どうなんでしょうか。

○山口富士大和温泉病院事務長

病床稼働率につきましては、亀井員言われるように、病院の知名度というか、環境をPRするという観点からいきますと、今年度、月刊ぷらざのほうに2面、特集を組んでもらいまして、環境のよさも含めてPRをしたところですよ。これは毎年やっていこうというふうに考えております。

また、具体的に当院に入院していただく患者さんの確保という観点からいくと、医療連携室ということで他の病院からの転院、そういったところを積極的に受け入れるための調整役という役割の部署を持っておりますので、そこと大学なり他の病院なりとの連携を深めていくということで積極的に活用して、今後とも、少しずつではあるんですが、実際の医療連携室を通した入院、転院がふえているという、件数がふえているという状況ではあります。

○重田委員

今の件ですけど、今やっぱり佐賀大学医学部、もとの医大ですね、が非常に、手術したら、もうすぐ出ていってくださいというやり方ば進めよんさつですもんね。そいけん、そことの人事交流もしよるけんですよ、特にやっぱり進めてですよ、とりあえずもう手術が終わったら富士大和温泉病院のほうに行きますよというルールを——ルールというか、ルートをつくってですよ、やったら結構いいんじゃないかなと。そいけん、その人間関係ですよ、多分お医者さん同士の、特に。そういう部分というのをぜひ進めてもらいたいと思うんですけど。

○山口富士大和温泉病院事務長

具体的にうちの医療連携室のメンバーとドクター、それと佐賀大学医学部のドクター、また地域連携室、そういったメンバーとの交流といいますか、ちょっと夜の交流も含めて

なのですが、やっぱり顔を合わせての情報交換というのも積極的に進めております。

○富士大和温泉病院副事務長兼医事係長

今、事務長のほうが申し上げましたけど、医療連携室で、今言ったように大学のほうとの交流を始めておまして、昨年10月、平成21年10月からなんですけど、一昨年でありませうか、診療情報提供書の相互情報提供ということで、これまで以上に患者情報がリアルタイムにうちのほうに入ってくるようになりました。もちろん医大側の地域医療連携室ですので、複数の病院に出されることがあるかと思えますけど、そういった意味で、うちの病院のほうで受け入れる検討をしやすくなった体制が今整っております。今後も、先ほど亀井委員も言われましたとおり、他の病院の協力なくしては患者増はあり得ないというふうに思っていますので、ここら辺の強化と、さらに先ほど病床稼働率の話になりましたけど、リーマンショック以降、病床稼働率、当院底を打っております、ことし2月末現在で約2.数%の増で復元を始めております。その大きな要因は、先ほど事務長も申し上げましたとおり透析患者の受け入れということで、ここ数日前もですね、透析の医師のほうであと3名受け入れを拡充するからという話も聞いております。透析関係とですね、今言われました他病院、それと、これは具体的に数字がどうかと言われると非常に微妙なんですけど、かねてより行っています地域へ出向いた出張の講座であるとか、これは確実に外来患者という側面で見れば、少しずつではありますが、確実に外来患者のほうが増えております。過去の委員会でも御説明したとおり、健診者についても、うち以外の健診者、市役所の企業健診を受けられた方についても、市内の一斉メールとかを使いまして、精密検査があったら当院へどうぞということで、今、直接入院患者に結びつくかどうかわかりませんが、そのうちの病院に来られる方をとにかくふやすと。知名度アップであるとか、よその病院への紹介であるとか、そういったことを重ねながらですね、何とか入院患者の獲得に結びつくよう今後も努力をする所存でございます。以上です。

○松永幹哉委員

今の地域医療ということで地域に根づいた活動ということですけども、中にはですね、富士町のほうには出向いていかれているんですけども、松梅のあたりはですね、1回しか来とらんぼというような声がございませうので、その辺は年間もう少しふやすとか、そういう計画は何か、具体的にどれぐらい地域に入っていくのかという計画はあるんですか。

○山口富士大和温泉病院事務長

例年行っています健康講和等の地域に出向いての病院の情報、また医療情報、そういったものを地域の人にわかりやすく説明するというような機会をですね、今まではドクター中心に行っておりましたが、これをすべての部門で地域の人のためになるような情報提供ということで、新たに講座を充実させて、それを富士・大和地区の地域のほうに出向いて説明する機会をふやしたいというふうに考えております。平成22年度は、ただ回数的には8回程度しか出ていっていませんので、それについても、もっともっとふやしていきたい

いというふうに考えているところです。

○山下明子委員

ちょっと最初のジェネリックの使用の関係でですね、現在8.8%ということだったんですが、大体それぐらいの水準なものなのか。他の医院ではどういう状況か、他県とか。それから、それは進まないと考えているのかどうかとかね、その理由。カルテに書いているけれどもというのは、それは薬の種類の問題があるとかね、治療の内容の関係でそうせざるを得んとか、そういうことがあるのかどうか、ちょっとそこをお聞かせください。

○富士大和温泉病院副事務長兼医事係長

ジェネリック、後発薬品ですよ。一般の医療機関がどうなのかということであれば、全国的な水準からいえば、うちは水準はクリアをしております、全国的に。では、なぜ進まないのかというのは、もちろん薬の種類もございます。一般的によく使われている薬から優先して後発薬品になっていると。本当に効く薬というか、言い方は悪いんですけど、まだ使い始めて長くない部分については、ジェネリックのほうにまだ試行していないと。また逆にですね、今言っているのはうちの院内処方分ですけど、院外処方については、その薬局がジェネリックを取り扱っているかという、一部聞くのは、ジェネリックはなかなか営業に来ないとかですね、後発薬品だから余り営業に使われていないとか、逆に患者さんサイドもこれまでなれ親しんだ薬のほうがいいんだと。ただ、一般的に不況になって、患者さんたちもなるべく薬剤費を節約したいということで、薬局レベルではですね、後発薬品がないかと逆に言われることもあるそうです。ただ、今言ったように、医者側についても薬の信用性ですとか、余り営業が来ないと、その後発薬品の情報を得にくいという部分もありますので、その辺もあって、なかなか進まない。もう1つは、薬の種類の問題があって進まない。もちろん品目ベースと薬価ベースと、今言っている8.8%とか10%というのはあくまで品目ベースの話でありまして、薬価ベースになると、当然価格比較になりますと通常の薬品が高いですので、占める薬価の収益については率は当然落ちますよね。その辺がありますので、何とか品目ベースで伸ばすことが基本的に今後重要になるのかなと。

で、余り急いで、患者さんの意向とは別の部分でこちら側がないやつを無理してするというわけにもいきませんので、やっぱり信用ある薬剤をとということに医師側もなりますので、頭の中には入っているんですけど、なかなかそれは患者さんに聞きながらということも片一方でございますので、もちろん積極的に推進はするんですけど、進まない要因はそういうところもあるのではないかとこのように思っています。

○山下明子委員

やっぱりこれは現場の動きと当然連動してくると思うんですよ。営業になかなか来ないというのは、もちろん営業する側も売れ高のほうを考えるからということもあるんでしょうが、やっぱり発信するほうがね、もっとないのかとかどうなのかということを使うこ

とによって営業側も働いてくるということは当然だろうと思うし、さっき言われたように、医療費の患者負担が本当に圧迫されてね、払えないとか、そんなことで来切れんとかいうことにもつながっていくことが現実にありますので、そこはやっぱり公立病院として本当に安心してかかれる病院のために、自分たちはこういう点でも頑張っていますという、その姿勢もすごく大事ではないかと思うんですね。だから、ぜひ現場での研究と薬品会社への働きかけというのをぜひ大いにやっていくべきではないかというふうに思うんですが。

○山口富士大和温泉病院事務長

当病院につきましても、このジェネリックに関して経営会議等で、医師や薬剤の専門の部門、そういったところにもデータの提出もお願いしていますし、具体的にこれをふやしていくための手だてというのも積極的に取り組んでほしいということでの病院としてのスタンスは機会があるたびに話をしておりますので、今後もそれを積極的により具体的な提案として出せるように働きかけをしたいと思います。

○白倉委員

企業債についてちょっとお尋ねしたいんですけども、企業債全体が今26億7,300万円ほどで、今年度の予算でも企業債償還金として1億700万円ほど上げられているんですね。それで、その利息自体が年間5,500万円ほどということなんですが、この中身として大体何本立てぐらいになっていて、例えば、場合によっては借りかえ等々も含めて、どれぐらいちょっと検討されたかというところの御説明をいただきたいと思います。

○富士大和温泉病院経営企画係長

企業債の関係なんですけど、建設当時、今の温泉病院の建設当時に要した企業債すべてそうなんですけど、すべて今の温泉病院の建設に係る分です。

中身はですね、大きく5本に分かれております。平成11年度に起こしました政府債、これは病院の土地の用地購入費に係る分です。それから、平成12年度に起債しております政府債があります。それから、平成13年度に、これは公庫債——失礼しました。平成13年度分としてですね、公庫債、公営企業金融公庫ですかね、当時ですけど、その分がございませう。それから平成13年度、同じく政府債、それから同じく平成13年度の簡保資金ですね、この分で5つの大きな項目があります。

すべて利率としては2%前後の利率で借り受けをしております。平成19年度に一部ですね、繰り上げ償還をいたしました。健全計画をつくってということではあったんですけども、それで市全体としてそういった繰り上げ償還の取り組みがあったんですけども、病院分については、2%、利率が高い企業債については繰り上げ償還を認めるよというふうな措置がございましたので、その制度を活用して一部繰り上げ償還をしております。その際ですね、企業債の利息相当で勘案しますと700万円程度の節減になったのかなといったことで、当時、病院医療ですけども、資金繰りとしては順調に行っておりますので、手持ち資金がございましたので、その分を活用して一括償還を平成19年度にいたしております。

ます。今のところ借りている、今現在残っている企業債については利率が2%前後ということで低い利率になっておりますので、今のところ、この分について借りかえをしたりということでは考えておりません。以上です。

○亀井委員

人間ドックの現状と、それから新年度でもっと拡充するような予定があるのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

○富士大和温泉病院副事務長兼医事係長

当委員会でもよく御質問、人間ドック、予算の説明でも事務長申し上げましたとおり、医療と並行してやっている関係上ですね、今、受け入れとしてはマックスの状況です。受け入れの大きな阻害要因になっているのがですね、もちろん診療体制の問題もあるんですけど、うちのドックの中に胃カメラと大腸ファイバーとございます。こちらがどうしても同日にできないということで、どうしても2日に分ける必要がございます。当然医療の傍ら胃カメラ、大腸ファイバーやっておりますので、1日の数がどうしてもそこで限られてきます。仮に受けようと思ったら、大腸ファイバーをする医師、技術者の確保がこれ以上になってくると必要ですので、何でもそうですけど、拡充するにはそれを扱うドクターであるとか、拡充するのであれば一気に2倍とかですね、3倍とか、そういうレベルの話になってまいりますので、現状では動向をですね、昨年も申し上げたんですけど、ドック等に対する健保組合の助成の比率が、特定健診の実施以降ですね、ドックに対する助成が低下ぎみでございますので、そこら辺の補助の推移を見きわめながら、今後のドックを考えていくということで、現状では今のままということで見ていくという方針で考えております。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、富士大和温泉病院の議案の審査を終了いたしたいと思えます。

富士大和温泉病院の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○堤委員長

委員の皆様どうでしょうか、5分ほどでも休みますか。——では、今45分ですから、5分からにしましょうか。トイレだけ済ませてください。お願いします。

◎午前9時45分～午前9時56分 休憩

○堤委員長

それでは、ただいまより保健福祉部、市民生活課を含む部分で議案の審査に入りたいと思えます。

まず、条例議案であります第32号議案について、執行部から説明をお願いいたします。

◎第32号議案 佐賀市乳幼児に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
説明

○堤委員長

ただいま説明がございましたが、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○重田委員

そしたら、大体年間どれぐらいかかるのか、それについてお伺いします。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

この件の予算関係は、予算の23年度当初予算に上げております。約2,000万円ほど。システムの改修とか、そういったものも含めて計上させていただいています。以上です。

○重田委員

2,000万円ほどなんで、ほかの3歳——就学前ということであればですよ、通院もということもあるんで、通院を入れたらどれぐらいかかるんでしょうか。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

当然、今回入院費の分の拡大をしておりますけど、試算したところ、おおむね2億円弱ぐらい——全診療科目ですね、同様にすると試算は行っておりました。

○重田委員

こういう制度というとは、若干ずっと年齢を上げていくというやり方、また入院だけを通院にしていくとかですね、そういう部分もあると思うんで、とりあえず今回はこういう改正だと思うんですけど、将来的な考えというのはどういうお考えで思われているのかお願いします。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

先ほど全診療科目が約2億円ということもお話ししましたけど、この件の医療費の拡大については、これまでも昭和43年から3歳未満からスタートいたしまして、そのうち、例えば、歯科を先行する、あるいは入院だけをするという形で、全診療科目になったのが、やっとな平成21年ですね。で、就学前までを全診療科目、所得制限なくて助成をするような形になっています。

だから、これから先という話ですけど、非常に拡大することによって、その財政負担も当然出てきますんで、その辺は全国の都市であるとか、まずは県内の動向であるとか、あるいは、これは県の助成も3歳児未満までありますけど、そういった財源の問題、そういったものを考えながら、どういった部分で拡大していくのか、そこの辺は今から我々としても検討していきたいと思っています。今回は一番困っているであろう入院だけを先行させていただきました。

○重田委員

それと、あと1点がですね、やっぱり現物給付と償還払いの件ですね。実際私も子どもの大きゅうなつてしもうてやったですけど、小さかころはですね、一回払うてからまたで、もうせからしかばいって、一遍にでけんかいというごたる話ですね。ですけど、それをしたら結構もう無駄に要ってしまうとかですね、そういう部分もあるんじゃないかということ。その考え方というかですね、お金の部分を含めてですよ、答弁いただければと思いますけど。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

支給の助成の考え方ですけど、今、現実的には3歳未満の部分の方たちには現物支給ということで行っています。それ以降、小学生、今回の小学生までですけど、そこについては償還払いということで、おっしゃられるとおり窓口のほうで一たん負担分を払ってもらいまして、で、領収書関係を窓口を持ってきてもらって、こちらのほうで後ほど還付するというふうな制度になっています。

一部自治体によってはですね、現物給付をもう先行されているところもあります。しかしながら、県内を見ますと、すべてが償還払いです。その償還払いを現物給付にする際に、医療機関が市内、市外も含めてまたがってきますので、基本的には現物支給にするときは県内、最低統一をさせたいというふうな考えで、今、市町の担当者ともいろいろ話をしております。今、現時点では償還払いについても、それぞれ市町によってはですね、自己負担のあり方とか若干ずつちょっと違いますので、まずそこら辺を統一した部分で、市町が統一できれば、現物の給付という一歩手前の分ですね、スタートには立つのかなと思っています。

それともう1つは、さっき言われましたけど、当然現物給付にする場合は、医療費というのが恐らく1.5倍から2倍ぐらい恐らくかかってくるんじゃないかと思っています。それがいい悪いは別にしても、その分も兼ね合いを考えながら、それと、これは県に対しても再度、何回となく申し入れをしております。先ほど言ったように、今回単独でこういった形で予算をつけておりますけど、そういった部分も現物給付に当たっては統一的な県の指導も必要ですし——ああ、統一の見解をですね、やってもらいたいし、財源的なものも市町が一律の給付をするのであれば、県のほうにもそれ相当の財源を負担してもらいたいというふうなことで、今そこの辺の話を県のほうには持ちかけております。以上です。

○重田委員

県の指導というかですね、指導ばかりじゃなく、お金もという部分でですね、お願いします。

佐賀県全体を考えるとですよ、どうも福祉関係でいうたら佐賀市が一番足の遅かとかやなかかなと思うんですよ。そいけん、反対に県都としてですよ、こういうことはやりましょうよって、ほかのところもどがんですかって、そういうこともたまにはあつてよかて。何でんですよ、ほかのところを見て。そいぎんた、どうも見よつたら、佐賀が早か

いうとは余りなかですもんね。そいけん、そういうのはですね、反対にいいことであればですよ、そいけん、お金の問題、例えば、負担金の問題とかそういう部分も反対に上げたりしたら、結構ですね、またやり方というのは変わるんじゃないかなと思うんですよね。で、そういうとを、ほかのところがしたけんがするじゃなくて、うちが率先してやるよという部分もね、県都佐賀市ですので、そういう部分を含んで頑張ってください。よろしくをお願いします。終わります。

○山下明子委員

ちょっと済みません、関連ですが、今の件では全く同感なんですけど、特に、福岡と接しているのですね、諸富のほうでも接しているし、北のほうでも接しているし、そうすると、乳幼児だけじゃなくて、障がい者とかひとり親家庭まで含めて3医療が福岡の場合は現物給付になっていますので、特に、大川とかなんかと接しているところとかは、そちらに医療機関かかったときに全然扱いが違うということで、その辺の不満というのはやっぱりあるんですね。あっちに行ったら、もう皆さんあっちの人はいいなど。だから、本当にそこら辺をよく見ていかないと、いろんな定住策だとか、いろんなことをおっしゃっているわけですが、境界線でのせめぎ合いということを考えたら、本当もっと真剣にやっていただきたいと思うのと、県の、今回、県議会でもそういう質問のやりとりがあっていることに対して、県も必要性は認識していますがと言いつつですね、それから知事のマニフェストにもあっていたわけなんですけど、現実には進んでいないということなのでですね、本当に他の町村では、基山かどこかが今度の3月議会でさらに進んだ小学校卒業までじゃなくて、中学校まで踏み込んでいましたかね。もう本当どんどん進んでいるんですよ。ですから、そこはじわじわと余り言っていないで、本当に思い切ったきちとした対応ということをリードしていけるようにですね、やっていただきたいんですが、何か本当その辺はどうなんですか、よそとの共同も含めて、どういう状態になっているのか。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

先ほど県内の状況のことも言われました。重田委員も佐賀市が率先してというお話ですけど、今、県内で20市町ございますけど、今議会で提案されるところも含めて、小学校まで拡大されるところが約半数の11ぐらいです。だから、全然佐賀市のほうが県内でも劣っているという話でもございません。今回拡大することによって、ある程度佐賀市も対応できるような形には、県内ではですね、なります。それと、おっしゃるとおり福岡市のほうはもう既に現物支給をやっているらしいです。県庁所在地で見るとですね、福岡のほうがちよっと先行しているみたいな形ですけど、我々としても、先ほど市民の方が、助成を受けられる方がやっぱり、もちろん現物支給、利便性の問題とか、やっぱり考えると、なるだけそれに近い形でもっていききたいというのは我々としても——先般、福祉事務所の会議も、所長会議もありまして、その中でも我々のほうから議題としてですね、統一的にやっていこうという話も持ちかけたところです。だから、佐賀市としても先導的にやって

いきたいという気持ちも私自身も持っていますし、まとめていきたいなというふうな考えを持っています。よろしいでしょうか。

○白倉委員

済みません、関連ですけど、1つ、今度も部分は県内20で11の自治体が行きまると今ちょっと説明を受けたので、それは了解したんですが、3歳以上就学前、ここに関しては県内は今現在は全部20と考えていいのでしょうか。それをまず先に。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

県内20市町とも就学前まではすべての市町が行っています。

○白倉委員

ということですので、それなら、なぜこれが償還払いのまま、現物給付にならないのかというふうな今の説明を受けての疑問があるんですね。今回改正のときに、ここが3歳以上就学前までが県内統一されているなら、現物給付であってもいいと思うんですよ。

ですから、この条例に関して、その辺のところの話し合いを佐賀市のほうからしていただけたかなというのが1点と、それと今回の条例改正で約プラス2,000万円ということなので、まだ佐賀では3歳以上就学前までが入院のみになっているんですよ、県の補助を受けられるのは。入院のみ4分の1ということで、通院に関してはまだ置かれているんですね。ですから、そのあたりをこのとき同時に話し合いができなかったのかどうかというのが、県の補助……

(発言する者あり)

いやいや、でもね。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

今、白倉委員が言われた分についてまとめますと、3歳まではですね、すべて現物支給で統一したんですけど、就学前までは、やっとなんか去年ですね、統一的にすべての市町がですね、うちも佐賀市も含めて全診療科目に対して、一部負担は先ほど言いましたように、まだ差があります、負担金のとり方とか。だから、完全に一致した部分でもありません。償還払いは全部一緒ですけど。先ほど言いましたように、先般の福祉事務所長の会議の中でもですね、市町で一応制度上はですね、就学前まではそろいましたんで、そこの分の詰めの共通的な負担金の考えとか、そういった部分を一つにしていくというお話もしていますし、その話の中で共同して県に対してはですね、再度の、何度となくですね、申し入れをしまして、県内統一した場合の、先ほどの今のところ入院費の4分の1しか就学前は県は助成はありません。そういった財源問題も含めてですね、一括して佐賀市を中心にしてですね、要望していきたいなど。そこに県がある分、財源を3歳未満同様にですね、2分の1の助成であるとか、そういったことにすると、一律的な県内の統一ができるんじゃないかなというふうには考えています。

○白倉委員

そしたら、ありがとうございました。確認を1つしたいんですが、以前、償還払いとか現物給付の話をするときに、国保の医療費がかさんでいくだろうから——かさんでいくといえますか、その現物給付の場合はもう間違いなく入っていくわけですから、国保の観点からの、何といえますかね、佐賀市に入ってくるほうの財源がある程度ペナルティーという言い方はちょっと語弊があるんですが、現物給付にした場合、そういった観点があるというふうな認識で私たちは聞いていたんですね。今の説明だったら、それはもう関係ないと、県内統一をきちっと図ればできることだと解釈していいんですか。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

今の分については、今回の23年度予算でも一部そういった関連で計上していますが、現物給付をやることによって、調整交付金であるとか、そういった部分が国保に対して減額されるということにはなっています。それは、つけ加えますと、国保の分が減額された分を一般会計のほうから、そこの、例えば1,000万円ぐらいの減額になっていますけど、その分はこちらのほうから繰り出しの部分の中に入れて。あわせて説明しますと、その繰り出しの2分の1だけは県の補助が入っています。そういう制度になっています。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第32号議案の審査を終わります。

次に、予算議案であります第6号議案について、執行部から説明をお願いします。

◎第6号議案 平成23年度佐賀市一般会計予算中、第1条(第1表)歳出 第3款関係分、第4款第1項、第10款関係分 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑はございますか。

○山下明子委員

ちょっとずつします。162ページですが、162ページの地域福祉基金ですね、積立金のところありますが、利子積立金300万円とあります。それで、今の基金の総額とですね、ちょっとこの間の利子の推移といえますか、大体どれぐらいになっているのかということをお示しくください。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

まず、地域福祉基金の今の元金ですね、今現在、18億6,800万円ほどです。それと、それに対して、今回相当の利率を見込んで300万円の利子を見込んで同額を積み立てるということにしております。

で、近々の利子なんですけど、平成21年度で言いますと約900万円ほど。22見込みで言いますと590万円、約600万円弱、今回当初は300万円ほどを見込んでいる次第です。以上

です。

○山下明子委員

それで、900万円あったときは少しはちょっと振り分けもあるのかもしれないんですが、何ですかね、結局この利子果実運用型ということで、どういうふうにね、充てていくかというその原課での充て方というのはどんなふうな形になっているんですか。施策に充てていくとか。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

本基金については、当初、平成3年の交付税、そこを財源として立ち上げております。もちろん旧佐賀市、旧町村も一緒です。今現在、18億円という形になります。当初の目的は、まず果実運用型の基金であるということ、それとその充当についてはですね、事業については、それぞれ在宅福祉の普及向上、それから健康生きがいつくりの推進であるとか、それからボランティア活動等の活性化と、そういう目的でこの基金を積んでいます。当然その利子の運用型ですんで、当然その年度、年度のそれぞれの事業、関連する事業に利子相当分を事業費の充当財源として入れ込んでいます。

○山下明子委員

それはわかっているんですよね。それで、私が言いたいのはリアルなところで、つまりことしは900万円でした、ことしは590万円でしたと、相当あるわけですね。今回、ちょっと私が一般質問するに当たって聞いていたら、もうどうなるかわからないので、これを当てにした予算がなかなか組みづらかったというふうな現場での話も出たわけですよ。そうすると、どんな事業に充てているかということの関係もありますが、それぞれ継続した事業で、この基金を当てにできなくても、しなくてはいけないことでずっと取り組まれてきていることはたくさんあると思うんですね。そうすると、この現実には、私が聞いたかったのは、これは充てられそうだ、充てられなさそうだとか、どうなるかという振り分けは実際はどのようになされているのかということなんです。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

この利子については、数字が毎年動くような形になります。今言われているのが、この利子を財源として新たな事業は組めないでいます。だから、今経常的にやっている福祉関係の、先ほどの事業関係のほうに当て込むわけですよ。だから、当然その分、もちろん全体的な事業はですね、関連の事業を見直すのはそれぞれの所管の課で、高齢福祉だったり、うちの事業であったり、見直しはしていますけど、そのこの充当財源が利子が落ちることによってそれ相当の一般財源を持ち出しということで、その事業を継続する以上はですね、そういう形での処理をしているんで、言われるとおりの、大変その利子が落ちるとですね、充当財源が落ちますので、非常に一般財源の厳しいような予算編成にはなっているのは事実です。

○山下明子委員

そうするとですね、本当そうやって一般財源が大変苦しいので、これこれの事業を圧縮しましたとか見直しましたとかいうことが出てくるわけですね。ところが、ここに18億6,800万円というお金は現実にあるということを考えてときに、ちょっと一般質問でも言いましたけれども、本当にこれは研究すべきじゃないですか。何かとても慎重な言い回しになっていますが、本当にこれやっていかないと、出されている事業の額そのものを見ても、そんなに大きい事業がないわけですね。だから、もうどうかしたら丸々充ててもいいぐらいな感じですが、丸々充てないにしろ、やっぱり元金を活用して、もう少しきちっとした一つ一つの事業が、メニューだけありますということではなく、ちゃんとその目的が達成できるような中身にする上でね、ここをもう少し考えていくべきだと思うんですが、どうなんですか。ちょっとこれは部長にお聞きしたいですけど。

○中島保健福祉部長

この件につきましては、議員からも一般質問いただきまして、そこでも答弁したかと思えます。確かに目の前に18億6,800万円というお金がございまして、先ほど副部長言いましたように、元来、基金運用型ということでの基金なんですけど、現実に基金がもうこういう状況であると。で、実際にこれまでずっと事業に充当してきましたので、その分、減った分はもう一般財源のほうに影響が出ているということがございますので、我々もこれを何とかしないといかんということで一般質問でも答弁したと思えます。ただ、あくまでやはり果実運用型ということでございますので、それを、委員ももう御理解されていると思えますが、どこまでどの範囲で、例えば、するにしても、どっかの基準をやっぱり知っとかないかんと。例えば、想定利率を考えて、その利率の範囲内の、例えば、1%であれば1,800万円になりますし、0.5%であれば900万円になりますし、そういったことでの決めをして、今後ちょっとできないか、そこら辺は研究しないといけないかなと思っています。

最終的には、やはりこれをするとすれば、今の条例は基金運用ということでの条例で決めておりますので、その条例の改正等もちょっとあるのかなと思えますし、今の条例の範囲内で多分それができるかできないかというところの研究もまた要るかと思えます。だから、他市が、答弁しましたように、しているところもあるようでございますので、そこら辺、幾らか情報は我々握っていますので、そこら辺を含めて条例、それから実際にやるとすればどういうふうにするかは、ちょっと答弁しましたように研究していきたいというふうに今思っているところであります。

○山下明子委員

確かにルール、大切だと思いますが、本当にぜひですね、研究はしていただきたいし、どうせ一般会計から入れているわけですからね、同じことだと思うんですね、そういう意味では、同じこと以上に一般会計のもっとほかに使えることができることになるということを考えてですね、もう少し、本当前向きに踏み出していただきたいと思っております。

○中島保健福祉部長

この件については、何か県のほうに尋ねても、ちょっとなかなか返事が返ってこない。好ましくないでしょうということしか来ないし、それは原資が、先ほど言いましたように、普通交付税というところからスタートしているのかなというふうに思っておりますので、国がどういうふうな動きをするかとまだ見えないんですけど、ただ、よその団体では動きもあるものですから、そこら辺を含めて、ちょっとお時間いただいて研究したいと思っております。

○亀井委員

この170ページから171ページになるかな、補装具の給付に関してですけどね、高齢者の方にも補装具の給付があるわけじゃないですか。その際にですよ、診断書ば2度もとりに行かされた。もう90歳になる女性なんですよね。近くにそういう、市役所で、ここで相談してくださいというところを紹介されて、結構遠いところだったらしいんですが、自分で行けないもんだから、息子さんといっても、もうある程度の高齢の方なんですけど、この方に車で送り迎えてもらって診断書をとってきた。で、もう一遍行ってくれ。非常にこのことを、息子さんのほうですけどね、憤慨されておまして、市役所はどがんことになっとなんか私に怒られたんですが、実際そういうことがあるのですか。何で診断書ば2度もとりに行かないかんのか。で、補装具の給付ってそんなに面倒くさいシステムになっているのか。もう少し障がい者とか高齢者の身になってですよ、親切な方法に変えられないのか、その辺どうなんですかね。

○吉松障がい福祉課長

障がい者の分の補装具の給付につきましてはですよ、一応手帳を持ってある方という形になりますけども、65歳以上になりますと、介護保険の絡みがありまして、介護保険のほうが一応優先という形になるもので、とりあえずこっちに来られたら介護保険のほうを紹介して、それになかったら障がいのほうで支給をするというような形になります。

○亀井委員

そこをですよ、もう少し何か——同じ行政じゃないですか。何かもう少し親切にですよ、やれる方法って考えられんたらどうか。縦割り、縦割りでき、これはあっちだ、これはあっちだってさ、もうそういうのをやめようよ。

○障がい福祉課障がい総務係長

障がい福祉課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど課長のほうから説明いたしましたとおり、補装具につきましては、障がい福祉のサービス、それから介護保険によります補装具の支給といったものがございます。まず、私どもの障がい福祉課のほうに御相談に来られた場合につきましては、十分にその内容を聞きまして、障がい福祉なのか、高齢福祉なのかといった観点からですね、十分説明を聞いて、その上で御紹介をさせていただいております。ただ、御紹介の事例はですね、委員

御指摘の事例につきましては、その相談が十分把握できずにですね、2度とらせていただいたということで大変御迷惑をおかけしたと思いますので、その点については、今後ですね、注意してまいりたいというふうに考えております。

○亀井委員

いや、だから、なぜ2度も診断書をとりに行かないかんのかということですよ。1回目んとばコピーして使われんと。

○障がい福祉課障がい総務係

様式のほうがですね、障がい福祉のほう、高齢福祉のほう、それぞれ医師の意見書、診断書といったものが違っておりますので、それは別個にとっていただくということになっております。

○重田委員

済みません、そういうことはさ、全部一つの様式にしてしもうてさ、窓口は一本で、その調整ば行政でせんにゃいかんとやなか。そいけん、そういうやり方というとは、あなたたちの知恵で多分できると思うけんさ。あなたたちがそういう立場になったらさ、嫌やんね。そいけん、あくまで民間と行政けんが違いますよというたら、まだわかるばってん、同じ、広域連合でん何でん一緒ばってんさ。

○堤委員長

多少ちょっと予算審議とずれつつありますので、どこかでおさめていただかないといけないんですけども。

○障がい福祉課障がい総務係長

済みません、先ほど説明いたしましたとおり、制度が違うということから、意見書自体は違っております。ただ、委員御指摘のとおりですね、我々としては連携をとってやはりやらなければいけないということで、高齢福祉のほう、それから障がい福祉のほう、お互いに情報交換しながらですね、適切に、お客様を歩かせるのではなく、私どもで対応できるところについてはやっていきたいというふうに考えております。

○重田委員

私たちができるところじゃなくて、やらんですか、全部。基本的にそういう部分でやっぱりやって、どこでん民間企業てん行ったらですよ、いんにゃ、待ってってください、私たちがって、人が動いてくるっですよ。あなたたちは人ば動かしよるやんね。そいけん、そういうことはさ、少しのことばってん、そいばやったらさ、自分がその身になったらわかるでしょう。結構ね。もうそれ以上言いませんけど。

○中島保健福祉部長

済みません、御迷惑かけます。福祉の厚生労働省絡みでちょっといろんなそのルートがあって、それぞれの制度で様式がまた異なっている部分はあるかと思いますが、今委員おっしゃるように、診断書というのは同じ様式で使っている部分がございますので、共通で

使える分につきましては、今委員おっしゃったように、ちょっと部内で調整をさせていただいて、なるべくそこは簡略化させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○松永憲明委員

資料番号の3番の230ページですが、不妊治療助成事業についてでございます。これは継続事業だという説明を受けておったわけですが、1人当たりの助成額がどれくらいなのか。それから、予定されている人数がどれくらいなのか教えてください。

○岩橋健康づくり課長

1人当たりの助成限度額は10万円となっております。今、平均的には大体8万円ぐらいの、1人当たり8万円ぐらいになっておりまして、平成23年度の計画では134件程度を考えております。以上です。

○松永憲明委員

ちなみに、平成21年度、それから今年度の見込みをわかったら教えてください。

○岩橋健康づくり課長

平成19年度の実績は、済みません、平成20年度の実績が125件、で、平成21年度の実績が159件、で、平成22年度の見込みは165件ということで、当初予算につきましては134件と少なくなっておりますけれども、実は当初予算を作成するときに上半期の件数が減少していたもので、見込みが少なくなると想定をして134件としております。ただ、件数がふえましたら、今後また補正をお願いしたいと考えております。以上です。

○松永憲明委員

意見になると思うんですけど、実はですね、私の同僚もやっと不妊治療をして、一緒に勤めとった人がですね、子どもができたと非常に喜んでおったわけなんです。結構今そういう方がふえてきている実態にあると思っております。やっぱり適切な治療をやっていくという中でですね、子どもが産める、少子高齢化の中で子どもをふやしていくということにもつながっていくわけですので、ぜひこれをPRしていただいて、よろしく願いしたいと思っております。

○白倉委員

まず、ちょっと165ページをお願いします。165ページの通所授産施設等支援業務委託というのが一応8名で、産品販売コーディネーターというふうに御説明を2,118万4,000円で受けましたが、通所授産所というのは私もよくあちこち行くことがあるんですが、具体的にはどういうふうな業務に入られるんでしょうか、この8名の方は。

○吉松障がい福祉課長

通所授産施設でいろいろな製品をつくっております、その製品をつくる指導員というのがおりますけど、その補助をするような役目とか、あるいはその製品を売らなくちゃいけないので、売る販売のルート拡大をしたりとか、そういうのをやっております。

○白倉委員

それは非常にいいことだと思うんですけども、今、特段その何というかな、商品開発と申しますかね、固定化しているところが授産所には多いんですね。そういった意味でも、より効率性のあるような、何というかな、生産の仕方、そういうのも含めてコーディネーター、各授産所に合った形でしていただけるのか。

それともう1つ、現在のところ授産所の産品というのは大方似通ったものが多いんですね。特徴的な部分もありますが。そういった部分なんかもちっと調整しながらの販売コーディネーターって——より効果的に動いていただきたいなと思うものですからお聞きしているんですが、そのあたりはどういうふうにされるのか。

○吉松障がい福祉課長

製品のですね、なかなか開発とかそういうところまではいっていないんですけども、より効率的に製品をつくったりとか、あるいは販売ルートの拡大とか、そういうところの手助けをやっているという形です。

○白倉委員

じゃもう1点、それは今、製品販売のほうに言われましたけれども、授産施設等支援事業委託となれば、例えば、授産所が商品を受けてですね、例えば、その時期の、お歳暮時期とかお中元時期とか、そういうのも含めて商品を受けてする作業はあるんですね。そういうのが非常にむらがあって、いつときにばつとできなかつたり、ないときはなかつたりとか、そういうことで非常に困っておられる授産所が多くあるんですが、そういったところのコーディネートも業者等々を含めてしていただけると、ぜひしていただきたいという意見を申し添えながら、ちょっと御意見聞かせてほしいんですが。

○吉松障がい福祉課長

その分の販売というのが非常に工賃のほうにかかわってきますので、販売が安定してですね、できるようなルートの確保のための事業所というか、業者とのつながり、販売拡路、そういうものの拡大に向けての活動というのはやっております。

○白倉委員

ちょっと違うんですが、授産所のほうに逆に受注として入ってくる仕事ですね、いろんな企業の中に。その部分をちょっと聞いているんです。その辺のこと……

○吉松障がい福祉課長

受注のほうのほうの分もやっていただいております。

○山下明子委員

183ページから184ページぐらいにかけての一連の老人福祉センターの運営委託料についてですね、後でちょっと通所型介護のこともちょっと関係してくるんですが、まず老人福祉センターの運営委託料の考え方なんですが、今、社協に委託をされていますよね。それで、例えば、光熱費だとか、そういうものについて、おふろのあるところ、ないところで違いがあるとか、それから、昨年のようにとても暑いとき、ことしの冬のようにとても寒

いときとかに、相当エアコンだとかがね、かさむというふうなことが出てくると思うんですが、そういう場合にこの委託料は、そこら辺を考慮して伸び縮みするということがあるのか、それとも一回出したこの範囲内でやってくれということになるのか、その辺どうなっているのでしょうか。

○中島高齢福祉課長

指定管理という契約の中では、最初に見込みをつくっていただいて、その中での委託料から増減ということは原則ないです。特別、何か特別な事情があったとき等には協議をさせていただくという形になっていますけども、先ほど委員言われたような光熱水費とか、お風呂の分の水道料とか、その分については、確かに使用料が無料になっている施設であるんで、受託先としては需要拡大をしていきたい、うちも利用拡大をお願いしたいというところと、利用拡大をするだけ、その中の経費が窮屈になってくるというところで、随分せめぎ合いの中で運営をしていただいているという状況は認識しております。

○山下明子委員

そうですね。それで、その指定管理者制度のあり方の中で相当矛盾がやっぱり出てきていると思うんですが、去年の暮れ近くにはですよ、12月の二十何日かに総務省がですね、指定管理者制度に関して、全国の実態を見たところで、ちょっと少し考えたほうがいいよという中身でのね、通達出しているのは御存じでしょうかね。それに付随して1月5日に片山総務大臣が記者会見をして、新年の年頭の。この指定管理者制度そのものは、本来、経費削減のね、コスト削減のツールではなくて、本来は。その施設、施設の役割を大いに発揮してもらうために役所型の、いわゆるお役所仕事ということで、固まってできないようなことではなく、民間のノウハウをそういうことに活かしてもらいたいというのが本来の趣旨だったはずだけれども、それが残念ながら、コスト削減のツールのほうにシフトしてしまっていると。これは見直していくべきだという意味で暮れに通達を出したんだという、そういう記者会見しているんですよ。そのあたりはつかんでおられますでしょうか。

○中島高齢福祉課長

済みません、その辺のことは十分認識はしておりません。申しわけありません。

○山下明子委員

私はこれは割と最近、2月の終わりぐらいにこれを知って、一般質問の通告も終わってしまった後だったので、本当は全体的な問題として検討しなくてはいけない課題とは思いますが、ただ、今のように使用料を取らない施設においてですね、本当にどこから生み出すかといったら、生み出せない。あと何を削るといっても、削れ、削れとばかり言われてしまって、人件費にそれが手がついてしまったりね、やらなくてはいけない、本当はそのサービスとしてもっと充実しなきゃいけないところを利用者に我慢を強いるとかね、そういう方向になっていくと、本来の施設の役割との関係で離れたことになるというふう思うんですね。だから、そこら辺はぜひね、関係する課としても、この問題をちょっと

ぜひ関心払っていただいて、よく検討していただきたいと思うんですが、この辺について、ちょっと部長の見解も伺いたいです。

○中島保健福祉部長

今委員おっしゃいました指定管理の制度のそのものところ、やはりおっしゃるとおり、従来型の行政が主導する建物の管理というから、やはり利用者本位といいますか、そこでの視点でのやっぱり制度ということがやっぱり主じゃないかとは思いますが、したがって、やはり例えば文化会館とかと違わせて、収入がないものですから、出ベースだけということになりますので、やはりそこで今回のように寒暖の差があって、そこで窮屈になるということであれば、そしてそれが結果的に利用者にしわ寄せというのは、やっぱりそれはちょっと考えなければいけないかと思っておりますので、そこはちょっと今委員おっしゃったような資料も取り寄せまして、ちょっとそこは考えていきたいと思っております。

○山下明子委員

ぜひそれは見た上で、全庁的な問題でもありますのでね、それはぜひ庁内全体での考えとしても、部長、受けとめていただきたいと思っております。

それで、ちょっとそれに関係するのが193ページの——関係するというのは、社協との関係で関係するのが、その通所型介護予防事業の委託料なんですけど、これは一般質問でも言いましたけれども、結局、委託先が、今社協のほうは持てないということで、ちょっと撤退するという話で、ここで8,426万円の予算が上がっていますが、そもそも今までの生きがいデイサービス系の事業ではなく、1日2時間ぐらいの、1回2時間ぐらいのコースで、元気になれるようなやり方でプログラムを組みますということですよ。そういう説明でした。で、元気になれるプログラムはいいんですが、一方で、必ずしも人間、年を老いていきますから、アップ、アップばかりではなくて、これ以上退化しないというね、維持するということ自体も大事なことだと思うんですね。そうすると、このプログラムに乗って前進できなかったと、受けた人がね、前進できませんでしたということ、一定期間過ぎた後に、ああ、終わりましたねとなってしまったらね、じゃ、その利用者はどうなるのかということが関係してくると思うんですね。で、チェックリストに自分で当てはめてオーケーの人はどうぞいいですよと言いつつも、アップできなかった場合はどうなるのかとか、そこら辺との関係で、結局、社協が採算がとれないような気がするということで撤退するという方向になっていったということとあわせてですよ、ちょっとこの辺の事業の仕組みと受託先との関係でどのように考えておられるのか、ちょっとお聞かせください。

○中島高齢福祉課長

そしたら、まず事業の仕組みからお話をしたいと思います。

これまでの1日型の部分については、例えば、把握をして事業に参加ということであれば、いつからでも参加ができたということでやっておりました。そうすると、きちんとした

その人、その人のプログラミングというのはなかなか難しい状況ではあります。そういうことで、これは介護保険自体が連合体を組んでやっております。平成18年度から始まったんですけども、そのときからなかなか特定高齢者というものが出てこなくて、なかなか事業に結びついていないということがあって、まず第1弾としては、平成18年度の末ぐらいに基準が下がりました。基準が下がったことによって、生きがいデイに通っていらっしゃる方たちと同じようなレベルというか、同じような条件になったんで、この事業はさっき言いましたように、把握をすることが目的ではなくて、参加をしてもらって、元気に、より元気になってもらうか、これ以上虚弱にならないように予防するというのが目的だったんで、佐賀市の中では、誘いかけて一番来てもらいやすいのは、今まで生きがいデイとかに通ってあった方たちのほうにお誘いかけしたほうが一番すんなり、行く場所も変わらない、事業の中身もそんなに変わらない、相手も変わらないというところで受け入れやすいんじゃないかなろうかという選択を平成18年度末ぐらいに行いました。で、本格的に始めたのが平成19年度からということになりますけども、佐賀中部広域連合域内の構成市町の中では、どちらかというと、それまでは、平成17年度までは国庫の補助事業だったのが、平成18年度から地域包括支援センターとかできたときに、地域支援事業という介護保険の中の補助メニューができて、そこの中に組み込まれたという経緯があります。それで、こういうやり方をしないと補助の対象にならないということで、どこもやめてあった、連合域内ではですね。新しいやり方で取り組んであって、大体国のほうの示したメニューが3カ月クールでこういうふうな運動機能の——これは目的が運動機能だけじゃなくて、口腔の向上とか栄養改善とかいうのが3本柱であるんですけども、どうしてもメインになるのが運動機能の向上ということでありましたんで、それに特化した事業をほとんどほかの構成市町はやっておりました。その中で、委託先の連合のほうからも、いつまでも佐賀市方式というのは容認できないというお話をずっと受けておりました。そのときも我々としては、介護予防だから、介護にならなければ、そこで水際でとめればいいんじゃないかと。それが、例えば高齢者ですから、さっき言われた加齢とともに落ちていくわけですから、それをなかなか向上はできないんじゃないかなろうかというのも一つありましたんで、そういうやり方を続けていたところなんですけども、そのことによる弊害としては、どうしても決まった人、要するに新しい人がなかなかそこに、予算の給付費の3%という枠とか、それぞれに2%という枠がありますんで、それ以上たくさんの人に受けてもらうためには、そこの中の、ある程度お互いさまというか、順繰りで事業に参加していただかないと、なかなか新しい人に広げていけないんですけども、どうしても既得権みたいな形で、やっぱり来たいと言われればなかなか断りづらいというのが今までずっとあってきたところではあります。

その中で、やっぱり連合との話し合いの中でも、高齢者の方も加齢で低下していくといながらも、やり方によっては向上するんだよという例がいっぱいあると、連合域内で。

ということで、平成21年度から元気アップ教室という名前をつけまして、2時間の運動機能に特化した教室を実施しました。平成21年度2カ所、そのときは運動健康センターのほうにお願いしたんですけども、平成22年度に5カ所したんですけども、平成21年度では、どちらかというと特定高齢者も幅があって、もう本当に介護に近い特定高齢者と元気な高齢者に近い特定高齢者がいらっしやって、そういう元気アップの対象者は、元気な高齢者に近い人が多いということで、送迎なしでそこまで来れる人、運動センターまで来れる人という形で行いました。それをやっている中で、事業効果も検証して事業効果も結構出ておりました。そうしながらも、平成22年度に元気アップ教室を5カ所にふやすときに、ほかの市町がやっているのもちょっと見学に行かせてもらいました。その中で、そこでは送迎つきでやっておられました。やっぱり送迎がつくことによって、より参加しやすいという環境ができるということと言われましたので、平成22年度は全部が送迎じゃなくて、送迎が必要という方には送迎ができるという形でちょっとやり方を変えて平成22年度は5カ所でやってまいりました。その中でも、やっぱり事業効果としては、例えば、つえをついていらしていた高齢者の方が、終わるころにはつえがなくてできたとかですね、結構目覚ましい改善を見せていっらっしゃる方もたくさんいらっしやいましたので、やり方によっては、きちんとプログラムを組んで、やり方によっては高齢者の加齢で落ちていくという部分を引いても、まだ向上できる余地があるんじゃないかなろうかということで、そうなる、本当に元気になって自分で、人にお世話になって出ていくよりも、自分で活動できるということに物すごく喜びを感じていただいていると思いましたので、それをちょっと全市的に広めていこうということで、どうしてもその1日型があると1日型に流れてしまいますので、1日型を全面的にやめて、平成23年度からは短期2時間の教室だけにという形でしたんですけども、社協との協議の中でも、我々の提案する教室は、1教室の中で、例えば、専門職、運動療法士とかそういう専門職を置いてしてもらおうとか、例えば、送迎もしてもらおうとかいう、その3カ月がワンクールになっています。その3カ月の中で、例えば、送迎の車がなくてタクシーを使わなきゃいけないとか、いろんなことを想定しても、その中でペイできるだけの予算は組まさせてもらっていたつもりです。ただ、社協と意見がずれたのは、社協はその人件費というか、人をぶつ切りではなくて、通年で人を置きたいという中で、それがずっとあるかどうか不確定の中では、ちょっと事業にのれないというか、参加できないということで、平成23年度からは事業から撤退されたということになります。

我々が考えているのは、一応平成23年度は3カ月で事業を受けてもらって、本当に特別な器具とかは使わずに、自宅でできるような、もう本当に身の回りのものを使ってできるような簡単な運動を習得してもらって、それを終わった後も自宅でしてもらおうということを目指しています。最初の3カ月でそれを習得してもらって、なおかつ、もうそれで本人が十分納得されて身についたということであれば卒業していただいてもいいんですけども、

その後、まだ十分に習得できていないとか習慣化ができていないということであれば、その次の3カ月間を習慣化するというか、身につけてもらって、後で、終わった後も継続してもらえるような形で後の3カ月間を計画しています。その全体の6カ月間、もし両方参加されれば6カ月間になりますけども、その中に十分な仲間づくりという仕掛けも少しその中でやっていただくというような形で事業計画を考えております。その中で、仲間づくりができれば、例えば、終わった後も同じ運動じゃなくても一緒に、例えば、食事に行こうとか、一緒にウォーキングをしようとかいう話になるのかなということを考えています。

それともう1つ、受け皿としては、終わった後、どこに行けばいいって、場所がないとなかなかできないということがありますんで、1つは、今市内に190カ所ぐらいサロンがありますんで、そちらが一番、地区の公民館でやっていただいているんで、利用者の方には近い存在かと思えますんで、そういうところを御紹介したりとか、あとうち独自でやっている転倒予防の教室、これは2次予防対象者とかを限定しなくて、元気な方も参加していただくんですけども、年間で4カ所していますけども、そこが大体4カ月ぐらいの事業が終わった後に、これは健康づくり課のほうで養成していただいている健康ひろげ隊という方たちの協力もありまして、あと大体継続を、自主グループとして継続をされています。そういうところも、数はまだ少のうございますけども、ありますんで、そういうところを紹介したりとか、例えば、公民館が近い方には公民館の事業を紹介したりとかいう形で、終わった後のフォローはしているつもりではあるんですけども、サロンにしてもなかなか全部にあるわけではないし、ニコニコ運動教室という転倒予防教室の卒業した自主グループのところもそんなに潤沢にたくさんあるわけではありませんので、絶対的に数は不足はしておりますけども、その辺の整備もですね、あわせてしていきながら、後の受け皿づくりとかも含めて、継続して習得したものが生かせるような仕組みづくりをつくっていきたいと考えております。

○山下明子委員

制度自体を否定しているわけでも全然ないのでですね、本当にうまくいくところがあって、元気な人もふえるのはいいことと思うんですが、そうすると、さっき5カ所で、健康運動センターも含めてやってきたということだったんですが、そうすると、今回この8,400万円で何カ所でそのことを取り組まれるのか。

○中島高齢福祉課長

全体的には40教室ぐらいを予定しています。一般的にですね、事業を展開するときの教室、平成22年度の5カ所に関しては、指名入札によって入札、応札をしてもらったところが、ニチイが応札をして落札をしてされているというところなんですけども、次年度も、平成23年度も指名競争入札ということで、平成23年は教室の数もふえますんで、たくさんの方に登録を、できるところ、例えば、リョーユーとか、いろんなできるところにはお声かけをして、登録をしていただいております。

もう1つ、これは合併前からの施設なんですけども、生きがづくりセンターというのが諸富と富士のほうにあります。そちらのほうは、それぞれの施設に隣接して建物が建っている関係上、そちらのところを、合併前から運営をお任せしてあったんで、指定管理制度が始まったときに、そちらの社会福祉法人のほうに指定管理をお願いしております。そこは指定管理を受けてある、今度社協と同じで、そこがやったほうがメリットがありますんで、そちらのほうとは随契をさせて、行わさせてもらうという形で今のところは事業展開を考えております。

○山下明子委員

そしたら、それは地域に応じた柔軟な対応ということで、ぜひやっていただきたいと思いますが、同時に、1日型でやってきた部分で受け皿となってきた、その事業の中身自体もね、それはやっぱり評価をする部分というのはあると思うんですね。つまり行って、おふろ入って、御飯食べてというね、一連の生活というのがあったわけですね、その方たち。だけど、これによってそれはできなくなる。だから、高齢者サロンもお昼御飯を食べたりはありますけど、おふろ入るとかいうことはないわけですよ。そして、送迎はつくかもしれませんが、2時間という、午前中なり午後なりの2時間のプログラムの範囲でしか送迎がないから、私はこの午前中のプログラムが終わった後、おふろ入って、御飯食べてから帰りたいですといったときには、バスはもうありませんということになってしまうんですね。自由にいてもいいけども。そうすると、ちょっとやっぱりそごを来す部分があると思いますから、そこら辺は、それこそ、この制度の外側の部分で、何というかな、対応することとしてね、やっぱりフォロー策を考えていく必要があるのではないかと思いますし、そこはぜひね、今までの利用者の方たちの意見も聞きながら、もっとふえたほうがいいと思いますし、地域につながっていけば最もいいんでしょうが、いずれにしろ、今まであった制度との関係で、どこをどうフォローすべきかということは、ぜひですね、検討していくべきだと思いますが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○中島高齢福祉課長

先日、一般質問の中でも同じようなお話をさせていただきました。その辺、うちのほうも、何か本当にフォロー策というのが現実的にできる部分であればですね、その辺は検討していきたいと思いますが、行政だけではなかなかできない部分があれば、社協とももう一度ですね、お話とか相談をさせてもらいながら、そちらのほうの協力等もいただけるようであればですね、そこも含めて検討をしてみたいと考えております。

○白倉委員

関連ですが、私も以前のちょっと一般質問に当たって、このことやりとりさせてもらったんですが、ぜひ今の答弁、大いに期待したいと思います。

それで、ぜひ意見としてお願いしたいのは、川副なんかの場合でも、介護保険事業が始まったときに、その横出しサービス、独自のサービスとしてずっとした歴史があったん

ですね。その方たちがやっぱり使えなくなっていくと、この制度のもとで。そのフォローの中でぜひしていただきたいのは、事業メニューのフォローと同時にですね、人のフォロー、今までサービスを利用していた人がひきこもりになられていないかとか、どういうふうになられているか。その一人一人の人に対するフォローというの、これをぜひ事業推進、今年度予算の事業推進とともにしていただきたいということは意見としてお願いしたいと思います。

○亀井委員

勤労者福祉センター等の駐車場の整備の件ですが、公有財産購入費で4億9,900万円ほど上がっていますが、舗装とかの工事費が上がらなうらなだけで、それはどうなっているんですか。

○岩橋健康づくり課長

旧ガス局跡地を、保留地を今回購入する分ですけれども、1万平米を上回っておりますので、できれば6月に契約議案を上げさせてもらって、その後、舗装等の整備の予算等を上げたいと思っております。で、現在、どの程度必要なのかと、状況等を今調査している段階であります。以上です。

○松永幹哉委員

予算説明書の6のですね、16ページの子宮頸がんのワクチンの接種事業なんですけれども、中学2年、3年生の接種率90、85とあるんですけど、どういうふうに周知してですね、保護者に、これは学校現場に周知というか、おりたやに聞いておるんですけども、学校現場としても受けなさいとは言われないわけだから、保護者の方にその辺の周知徹底をどういうふうにするか。しないと、これは上がらないと思うし、それとですね、同じく保健福祉部の4の説明の6号議案の子宮頸がんの予防のHPVの検査についても、受診率を上げるためには、せっかく今回はHPVをやるんだということですから、このPRですよ。それと、働く女性が実際に受診に行く時間がないと。そういうふうな対策というか、そういうふうなPRと対策を含めてお伺いします。

○岩橋健康づくり課長

まず、HPV、子宮頸がんワクチンの接種に関しましては、先ほど学校現場では直接的には勧奨がなかなか難しいというお話を聞いておりますけれども、この件に関しましては県の教育委員会も動いていただいております、教育委員会のほうでこういう今回助成制度を行っておりますということについては、学校の先生方等に既にもう周知をされております。佐賀市としましても、できるだけ勧奨をやりたいので、学校を通じてチラシ等を個人さんに配布できるような形でやっていきたいと考えているところです。

それと、HPV検査につきましては、実は20歳以上、20歳、25歳、それと30歳から40代というふうに今回は考えております。で、実は女性特有のがん検診事業につきましては、20、25の5歳刻みで40歳までについては、個別にクーポン券を郵送しております。ここに

まずHPV検査を併用してしていただいたら、こういう効果がありますよということをPRしていきたいと思っております。あと、全般的には市報やホームページ等を使いましてPRするとともに、いろんなヘルスアップ宣言をしていただいている事業所等に対してもPRをしていきたいと思っております。

で、やっぱり若い世代のやっぱり20代、30代の若い女性の方は集団検診にはなかなか足を運びにくいということもありまして、実は個別検診で、今回500円、検診料を安くすることによって受けやすい環境を整えたということで、PRとともに、そういう部分でもPRしていきたいと思っております。以上です。

○堤委員長

委員の皆様にもちょっとお諮りいたします。12時になりましたけども、質疑はあとどんなふうでしょう。相当あるようであれば、1時からということでも考えたいと思いますが、少ないようであれば継続しても構いません。いかがいたしましょうかね。たくさんございますか。じゃ、どうしましょう。執行部のほうにも、あと午後引き続きという形でもよございますか。それでは——関連ですか。

(発言する者あり)

続きがあるわけですね。はい、わかりました。

では、松永幹哉委員の続きの分だけして、一たん休憩という形でとりたいと思いますので。じゃ、どうぞ。

○松永幹哉委員

それで、中学生についてはですよ、チラシを配るということなんですけども、保護者に届かない場合もあるわけですよ。見せないとか。だから、その辺を徹底していただきたいということと、それと子宮頸がんの受診、休みの日とかに受けるそういう手だて、働く女性がですよ、そういう手だては何かほかにあるんでしょうか。

○岩橋健康づくり課長

実は今年度から、毎日検診ということで、平日、月曜日から金曜日につきましては毎日、土、日につきましては月に1回ずつ、成人病予防センターで検診を行っております。成人病予防センターにつきましては、施設内の検診ですけれども、集団と同じような扱いで、実は簡単なガウンに着がえられて各検診会場を回るというような形でしてございまして、土、日につきましては、そこの成人病予防センターで対応できますので、そこを、実は毎日検診もこれからぜひ、特定健診とがん検診も伸ばしていきたいと思って取り組んでいる事業でありますので、そこについてはPRをしていきたいと思っております。

○堤委員長

それではですね、先ほど申し上げましたとおり、一たん休憩をとりたいと思います。再開を1時5分というふうに考えますが、委員の皆様よろしゅうございませうでしょうか。執行部よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、1時5分に再開ということで、しばらく休憩いたします。

◎午後0時05分～午後1時06分 休憩

○堤委員長

それでは、午前中に引き続きまして、保健福祉部の審査を継続いたしたいと思います。再開いたします。

委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思いますので、御質疑をお願いします。

○白倉委員

165ページの発達障がい者支援業務委託費ですね。これ——ああ、違う。もうちょっと待ってね。発達障がい者支援……ですね。済みません、ブルーのほうで、ごめんなさい、こっちのほうでちょっと、13ページなんですけれども、これのちょっと今までの説明ではコーディネーターの配置が1名、それと推進会議の設置、関係機関とかいろいろ聞いたんですが、ちょっと具体的なイメージが実は私には見えてこないんですね。発達障がい児を早いうちにある程度発見できたら、医学的な療法も含めて、いろんな改善ができる。そういった意味でも、あとずっと成長していくにつれて、いろんなサポートというのは、この最後の図というのは、これはわかるんですが、今回の予算との結びつきがですね、例えば、どういう方にコーディネーターを依頼されるのか。1名分の人件費ですから。で、じゃあ今、発達障がい支援コーディネーターとして左のほうに書かれている業務の中で、保護者への相談対応とか本人の状況、住宅及び機関での状況調査とか支援、そういうのも含めて、どの辺までこの方が——大変だなと実は思うんですね。だから、ちょっとどういうふうなイメージで具体的に考えておられるのかというのを。

それと、これに関して、どういうイメージなのかというのが1点と、それとキックオフ宣言というのが入っていますよね。これは何のためにキックオフ宣言というのは、これは対外的に向けるか、どういうふうな考えでこの予算というところをちょっとお願いします。

○吉松障がい福祉課長

コーディネーターの役割というのはですね、一応各専門機関とか、あるいは保育所とか現場、学校教育の現場とか、そういうところとのですね、つなぎ役をしていただくと。あるいは相談に乗ってもらって、そこで解決できない部分については、専門の例えばお医者さんを紹介するとか、あるいは療育機関を紹介するとか、そういうふうなつなぎ役の役目をやっていただくという形になります。

キックオフ宣言についてはですね、佐賀市としてそういうのを重点的に取り組みますよというような意思表示ですね、をやりたいということで、キックオフ宣言の大会をやりたいと思っております。

○白倉委員

果たして、じゃあ今考えていられる説明で、逆に1人、人員1人で足りるのかなど。今のお話の中だったら、もう既にそういったですね、既にそういったつなぎといいますか、学校なんかに入ったら特にですけれども、いろんな人材がいらっしゃるわけですね。相談員として派遣されて、県の加配分の方なんかも含めて。ですから、それとはまた違う仕事。というのは、時期的にも幼児期からですね。幼児期からですね。じゃ、果たして1人で逆にできるのかなど思ったりですね、するんですけれども。

○吉松障がい福祉課長

今、確かにですね、学校は学校のほうでとか、あるいは保育所は保育所のほうでとか、それとか取り組みを多々やられてはおるんですけども、ただ、つながりの部分がですね、一貫した支援という形がとられていないということで、それぞれの子どもさんが、例えば、保育園に上がるとか、小学校に上がるとか、中学校に上がるとか、そういう場面、場面でつまずいて2次的障がいを起こすという可能性がありますので、一貫した指導がとれるような、そのつなぎ目のところですね、支援をする支援員というような形になります。

○白倉委員

そのつなぎ目のところは、割と今いろんな体制の中で、幼稚園から小学校、小学校から中学校みたいところで、割と意見交換はよくされているんですね。現実的にそれは私はよくわかるんですね。ただ、それ以外の仕事も含めてともしなればですね、そういった役目も重点的に、それ以外もとなれば、この方の資格といいますかね、何かの資格を持った方、いわゆるプロに頼まれるわけですね。その要件というのはどういうふうなことを考えていらっしゃいますか。

○吉松障がい福祉課長

その具体的なですね、その発達障がいの支援員のための要件というのはないんですけども、できれば社会福祉士とか精神保健師とか、そこら辺の資格を持ってある方を雇ってきたいと思っております。

○白倉委員

あとはまた質問も出るでしょうから。

それとあと、その発達障がい者支援業務委託料というのが、これは400万円。勉強会のときに、「それいゆ」とか「整肢学園」というふうに聞いたんですけども、これは全体金額の中で人件費よりも倍近い予算がここにとられているわけですね。具体的にここにはどういうふうな委託をされるんですか。こういう事業そのものは、本当にその個人、人を見てその人の中で、どうその人をつないでいくか、その生徒、子どもをつないでいくかという、そういうソフト的な部分が非常に私は重要なあれだと思っているんですが、大きな予算が組まれている、この委託料というのは具体的にどういうふうにされるんでしょうか。

○吉松障がい福祉課長

支援の中でですね、親御さんに、何というか、療育する部分で支援をする部分と、それから本人さんの療育、ソーシャルスキルを身につけさせるとか、そういうふうな療育の部分とかあると思いますけども、そちら、その両方を兼ね合いましたですね、支援をやるようなところに委託をします。その中で、「それいゆ」とか「肥前」の療育とか、あるいは「整肢学園」とか、あるいは鳥栖にあります「結」とか、そういうところがございます。

○白倉委員

この400万円で具体的に何を委託されるんですか。

○吉松障がい福祉課長

子どもさんの療育に関しましてはですね、子どもさんも見て、それからできる能力というのを判定していただいて、それに基づいて、もう一段高いところのソーシャルスキルを身につけるような計画を立てていただくと。それに基づいて、周りの例えば保育園の先生なり学校の先生たちと一緒に、その子のソーシャルスキルを身につけるお手伝いをするというような形になります。

○白倉委員

そしたら、その個人の子どもさんに応じた計画を立てることを委託するわけですね。そういうふうにとれませんが、それでいいわけですか。

○吉松障がい福祉課長

計画を立てるに当たっては、その子どもさんのどういう状況かというのをまず把握しなくちゃいけませんし、その子どもさんというのが一人一人違うもんですから、その方に応じたような支援の方法を考えていくというような形になります。

○白倉委員

おっしゃる言葉はわかるんですけども、イメージがちょっと実はわからないんですね。というのが、発達障がいの子どもさんとか、たくさん割と見てきているもんですから、例えば、施設に入るとか、そこまでの子どもさんじゃなくても、段階、段階がありますので、そこに適した環境、施設というのが適した環境の子どもさんもいらっしゃるだろうし、普通学校の中での適応していく子どもさんもいらっしゃるだろうし、今からそれをきちっと見出さないかんという段階の子どもさん、何かその芽をですね、発達障がい。そういういろんな段階があるわけですね。ですから、唐突にその「それいゆ」とか「整肢学園」とかいろんな施設名を言われて、そこに個人のプランニングといいたいまいしょうか、そういうのも含めて委託するというのが実ははっきり見えないんですよ。

○吉松障がい福祉課長

どういう障がいをお持ちかというのは、例えば、お母さんたちが育てられていて、何かちょっとおかしいとか、あるいは3歳児健診とか健診の時点でちょっとひっかかった。そして相談に来られると。そういう中で、病院に見てもらう場合もあるし、そういうふうな療育機関に見てもらう場合もありますので、そういうところの相談に乗ってやって、適し

たところの道を探してやるというような形になります。

○白倉委員

適した道を探すことなんかも含めて、ここに委託するわけですね。

そしたら、ちょっと意見として、ぜひちょっと考えていただきたいのが、お母さんが相談に来られると。まず、お母さんが相談に来られるのは学校の先生であったり、身近なところからだと思うんですが、また相談に来られるお母さんは、まだ自分の子どもをある意味一歩下がってごらんになっているお母さんという場合が多いんですね。ですから、本当にそこに逆に入っていくって、相談相手になることも含めて、きちっとした対応ができるという形でのシステムにぜひ仕上げしてほしいなど。キックオフ宣言ももちろんいいんでしょうが、ちょっとそこがはっきりぼやけて見えないところですので、もう一回その事業の流れをもう少しきちっと整理してほしいなという気持ちはします。

○松永憲明委員

この部分でですね、コーディネーターは1人ということなんですが、この発達障がい児者の、この対象としている人数はどれくらいだと考えておられるのでしょうか。

○吉松障がい福祉課長

正式な数というのは出ていないんですけども、言われているのは各年代で5%から6%ぐらいはこういうふうな発達障がいの子どもがいるんじゃないかなと言われております。

○松永憲明委員

5%程度だと、こういうふうにおっしゃると相当な数になってくると思うんですよ。それが果たして1人のコーディネーターでいいのかどうかというその心配が多分白倉委員もおありだったろうと思うし、それで何ができるのかという心配で、することがいけないんじゃないんですね。必要だから、こういうことをされていこうとしてあるというのは私も十分理解をするんですけども、ただ、パフォーマンス的だけなものではですね、どうしようもないんであって、実質やっぱり当該者、あるいはその保護者にとって有益なものになっていく、そういうことにしないと意味がないと思うんですよ、果たしてそれでいいのかなという疑念がわくんですが、どういうふうにお考えでしょうか。

○吉松障がい福祉課長

その分につきましてはですね、この発達障がい自体が自分でもわからないという方もいらっしゃるんですよ。例えば、アスペルガー障がいという方は、知的な部分を伴わないで社会生活にちょっと合わないというような方で、ずっと生活をしてきて、何か社会と自分が合わないなという感じで過ごされるという方もいらっしゃるって、気づかないという方もいらっしゃいます。ただ、潜在的にはですね、そういうふうな五、六%いるというような形ですので、数的にはかなりいらっしゃるだろうと思います。できるだけそういう方たちの支援というような形をやっていきたいと思っておりますけども、とりあえずはライフステージの段階的なところで生活環境が変わるとですね、2次障がいを起こす可能性が多

いということでございますので、そこら辺を重点的にやっていきたいなというふうに思っております。

○堤委員長

執行部に申し上げますけど、ちょっと答弁になっていないんですね。質問に対しての答えになっておりませんので、もう少し具体的なですよ、答弁をお願いいたします。

○障がい福祉課障がい総務係長

この発達障がい者支援システム構築事業というものはですね、先ほど申し上げましたとおり、発達障がい児者に対しまして、ライフステージに通じた一貫した支援を行うということでございます。しかしながら、佐賀市におきましては、いろいろな社会資源、医療、福祉、保健といったところで、教育といった分野でさまざまな方々が取り組みをされております。ところが、今まではそれを統一して情報を共有化したり、情報を提供したりといった部署はございませんでした。そこのところを今回は私ども障がい福祉課のほうで発達障がい者コーディネーターを設置いたしまして、その職員、それから障がい福祉課の専門の相談員等を動員いたしましてですね、一元的に情報等を管理し、いろいろな社会資源、先ほど申し上げましたような教育の場面、それから医療の療育、そして保健の分野での早期発見に対する取り組み、さまざまな取り組みを今しているところでございます。そういった資源に対して、この五、六%の方、いっぱいいらっしゃるということで、そういった必要な方々に必要な機会を提供していくということで、今回、このシステム構築事業に対応させていただきたいというふうに考えている次第でございます。以上でございます。

○川副委員

発達障がいについては、保護者は自分の子どもが発達障がいだとはなかなか認めにくいものがあります。だから、今回のキックオフ宣言で市民全体に多分この発達障がいについての理解を示そうという形でされてあるかと思えますけど、ただ、保護者の中には、当然相談する保護者はいいんですけど、全く相談に来ない保護者も多数おられると思います。このシステム中ですね、私としては、やはり相談に来られない家庭のところもきちんとバックアップというか、相談に乗っていただくようなシステムをですね、なかなか個人情報になってきますので、そういう形でですね、相談の枠をある程度広げていただきたいということで思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○吉松障がい福祉課長

一番の初めというのは、3歳児健診のところでスクリーニングか何かでわかるという部分があります。あと、子どもさんを育てられている親御さんがその育てる過程でですね、何かちょっと普通の子どもと違うというような相談に来られる場合もあると思います。そういうところの相談は当然うちのほうの窓口のほうでも今も受けておりますけども、専門のそういうふうな相談員も設置して、今後もそういうふうな相談は受けてまいりたいと思っております。

○亀井委員

ちょっと今の説明ようわからんやっぱってんですね、私もちょっとそういう人を1人知っている人がいるんですが、この方はもう成人されていて、30歳代半ばかな。御本人には就労意欲もあるんですよ。ところが、そういう組織の中に入っちゃうと全然じっとなってしまうと、何もできなくなっちゃう。だからといって、僕もちょっと勧めてみたんだけど、パソコンも勉強してね、何か自宅でできるような仕事をやってみるとか、そういうようなことを考えてみたらといって言ったら、ならパソコン教室に行ってみようかなといってパソコン教室に行ったんだけど、そこでもやっぱり人との対面があるもんだから、それもうまくいかなくて続かなくて、あきらめたよ。こういう人も対象にして何とかしようということなんですか。

○吉松障がい福祉課長

対象につきましては、そのライフスタイルというか、一生涯を通じてですね、一貫した支援をできるような形にもっていきたいと思っておりますので、当然その就労がされないという方もですね、支援の対象には入れたいと思っております。

○山下明子委員

関連で、就労するしないの問題では多分ないと思うんですね。結局、自覚の問題というんですかね、発達障がい、いろんな怒りっぽいとかキレるとか、なじめないとかといういろんなパターンが実はその発達障がいの関係があるんじゃないかという見方が今あって、そこから見ていくと、ああ、そうだったのかということで、周りもその理解の上に立って対応ができるようになるので、やっぱりそこところをスムーズにしていかなきゃいけないというふうな、そういう見方で今五、六%という話をもっとうんと広いよという話と結びついているんだろうと思うんですね。そうすると、だから、私はキックオフ宣言はそういう意味では必要だろうと思います。と同時に、その相談の場所とかですね、あり方が、明らかに例えば療育手帳を持っていますとかなんかってね、小さいときからわかっている場合はいいんですが、むしろそうでない、成人してからだとかね。その話を聞いて、ああ、もしかして自分はそうなのかもしれないと思ったときに、相談に行ってみようかと思える場所であるかどうかとか、そういうことまで含めて考えていかないと、認めたくないけども不安だとか、あそこ行ってみたらどうと言ってみてもいい場所であるとか、何かその辺との関係というのはすごくあるんじゃないかなという気がするんですね。

だから、いろいろ細かいことは今後のことになるかもしれないんですが、そういうところまで含めて、ちょっととらえてあるのかどうかという認識ですね。どうしても早目に発見してどうということ、子どものことばかり頭が行きそうですが、そうでない、現実にもう働いている人たちも含めて、そういうところまで視野に入れておられるかどうかをちょっと。

○吉松障がい福祉課長

先ほどもちょっと触れましたけども、一貫して支援をしていくという形ですので、生涯を通じてですね、支援をしていくという形ですので、今まで何が原因で社会生活になじめなかったかなというような人たちも多々いらっしゃると思うんですけども、そういう方たちも含めての相談を受けて支援をしていくというような形をとりたいと思っております。（「場所は」と呼ぶ者あり）

場所といいますと、相談場所ですか。それは障がい福祉課のほうで受けて。

○山下明子委員

もちろん担当は障がい福祉課でしょうが、そのあり方なんですよね、相談の。相談のあり方というんですかね、どこにそういう窓口を設けるかという意味なんですよ。だから、ああ、うちの子はとか、私はもう本当に障がいを持っているんだということで、ここの門をトントンとたたくというふうにすっといけばいいけれども、そうではなくという意味でね、とにかく相談してみようかと漠然と思うときに行けるような雰囲気のところをちゃんとつくっておかないと、案外自分から相談してみようというふうにもならないんじゃないかという意味で言っておりますので、そのところです。スタンス。

○障がい福祉課障がい総務係長

済みません、私どものほうでですね、なかなか今までがそういった相談の場所というのがございませんでした。したがって、委員おっしゃるとおり、そういうふうな不安に感じられている方というのは非常に多いと思います。そういった方に対しましてもですね、幅広く私どものほうで相談を受け付けるということで、情報提供もですね、幅広くやっていきたいと思っております。そういった意味でも、キックオフ宣言をして、発達障がいに関する相談窓口の一義的なところは障がい福祉課であるということですね、市報等を通じてやっていきたいというふうに思っております。

○山下明子委員

障がい福祉課であるはいいんです。担当はと。ですから、場合によっては相談する場所、窓口を設ける場所、障がい福祉課ですという場所でない場所も含めて、行ってみようと思えるような場所を考えておかないといけないんじゃないですかと言っているんです。つまり私は障がいじゃないと思いつつも、どこか不安だと思っている人が、でも、ちょっと行ってみようかなと思える場所ということをおっしゃるので、ちょっと通じていますでしょうか。通じているかどうかだけ。考えるのは後でもいいですから、言っている意味はわかりますかという意味です。

○中島保健福祉部長

これは支援システムということで、いろんな分野、分野でこの対策をしている分を一元的に管理しようということです。委員おっしゃるように、窓口としては障がい福祉課を窓口としたいと思っておりますが、おっしゃるように認めたくないとか、いろんな方もいらっしゃるもので、例えば、相談室というのをうちも設けておりますので、そういったのを活用す

るとか、その方のやっぱりまずはコンタクトされてから具体的にどういった例えば場所がいいのかというのは、そこで検討をしていかなければいけない。ただ、少なくともあそこの窓口で、じゃ、やりましょうという話にはちょっとならないのかなとは思っております。

○白倉委員

済みません、もう一度。非常に画期的な事業だと実は思っているんですね。非常に私も評価しているんです。だから、今後これがシステム構築した上で、ずっと毎年つながっていく事業かなと思うから、なおさら聞きたいんですが、これはまず国のモデル事業ではないんですよね。そこんところ。

○吉松障がい福祉課長

一応国のモデル事業の中でちょっと採択をねらってですね、今、厚生労働省と協議をしているところでございます。

○白倉委員

それならばですね、例えば、その個別支援記録の作成支援とか、一貫した支援が受けられるようにそういうのをつくっていくとか、先ほどの御答弁の中でも、例えば、5%ぐらいの人口で、子どもも大人も特に含めて、人口を見ていると。その方たちを生涯を通じて支援していくというような言葉が使われますよね。ですからこそ、このシステムを構築するときの、キックオフ宣言があるわけですがけれども、より強い思い入れというものが私たちは知りたいんですよね。本当に人口の5%、自分では発達障がいと思っているかもしれないけど、実はそうじゃないかもしれない。そこんところの判断は、例えば、医師の何かの交付されたもので行政は判断するのか、それとも自己申告で判断するのか、そういうのも含めて、生涯を通じて支援していくという言葉をどの立場で使われるのかということとをちょっとしっかりお聞きしておきたいなと思うんですね。

○吉松障がい福祉課長

まず、相談に来られるときはですね、症状というか、病名が多分わからない方だと思うんですよね。病名につきましては、お医者さんじゃないと病名自体はつけられませんので、その相談に来られたときにお話をよく聞いて、何というか、子どもさんの行動状態とかをよく聞きながらですね、どちらのほうに行ったほうが、まず相談に行ったほうがいいですよとか、そういうふうな案内をしてやるというようなことがまず第一になろうかと思いません。

○川副委員

乳児健康診査事業の中でですね、こども診療基金を活用して拡充するというので、で、当然こども診療基金、これは毎年取り崩されると思います。ただ、剰余金も毎年発生します。出したい支出、収入という形でありますけど、これをこの乳幼児健康診査事業をずっと続けた場合ですね、この基金はどのくらいもつのか、そこら辺わかりますか。

○岩橋健康づくり課長

こども診療所の基金残高につきましては、ペーパーの一番最後のところに1億4,600万円ということで、大体拡充部分で毎年1,000万円程度、拡充部分については繰り入れを行っていかなければいけないと考えております。で、剰余金が年によって変動しますので、確実に幾ら入るかわかりませんが、最低でも今の基金残でも14年は行いますので、想定としては20年間ぐらいは基金でいけるんじゃないでしょうか。ただ、剰余金が1,000万円から、高いときには1,500万円とかですね、入ってきますので、そこは今後の剰余金の推移を見ながら考えていきたいと思っております。で、できるだけ継続をしていきたい事業だと考えております。

○川副委員

そしたら、極端な話、基金がなくなったら一般財源からの予算立てということになりますか。

○健康づくり課健康企画係主査

この件につきましては、長期的に実施をしたいということで医師会とも協議をしておりますけど、もちろん基金残高、これと実際の2回から4回にした、その効果ですね、こちらでも何年に1回かは検討していく必要がございますので、今、課長が申しあげましたとおり、今年度は初年度ということで繰り出しは750万円、で、平成24年度からは大体1,000万円ぐらいい繰り出しをしてきます。14年から15年間ぐらいいもつということで、これにあと剰余金が入ってくるとありますけど、単純に十何年もつということじゃなくて、やはりその効果を何年に1回見直して、基金繰り出し事業はこれでいいのかというのちょっと先生方とも協議をしていきたいというふうに今のところ考えております。

○重田委員

済みません、青いのの12ページ、今回ですね、高齢者バスで市営バスと昭和バスということになったんですけど、非常にですね、今まで片一方しか使われなかったのが両方使われて非常に、ただ、ほかにですよ、例えば西鉄、そして祐徳、あるところによっては祐徳が便利もんねというごたつ話もあつてもんね。そいけん、そういう部分で、何かこのチケットば持っとぎんた全部使わるっばいというごたつのでけんですか。そういうのが非常によか。せっかくしていただいてですよ、ただ、今回もですよ、例えば、昭和バスと両方買わないかんでしょう。そうやなくてね、この前からも私たち、例えば、佐大の医学部に行くときでん、一回こっちに来て、そいから行かんなんけんいかんでもんねという話。チケットさえ見せればですね、1回100円というやり方ばどがんかでけんですか。

○中島高齢福祉課長

全体の共通券という話ですけども、これですね、一番最初に優待乗車券から市営バスのシルバーパス券を購入してもらって100円で乗るといふときの協議でも、ほかの民間のバス会社のほうにも相談をやっていたみたいです、記録によりますと。ただ、そのときには今回の昭和バスと同じで、そういう同じようなチケットはつくれないという形で協議が調

わなかったという経緯があります。で、今回は昭和バスのほうと協議をさせてもらったのは、西鉄とか祐徳の路線については、とりあえず市営バス等での、全然空白地帯にはならない部分で、市営バスのほうである程度フォローが路線的にできていると。ただ、北部の地域については、そういうのも何もなくて、昭和バスだけしかなかったということで昭和バスと協議をさせていただいて、シルバーパス券という、金額はちょっと高額になりましたけども、同じように100円、1回100円で乗れる商品をつくってもらったというのが今の経緯です。

で、平成22年度につきましては、予算の兼ね合いもありまして、どちらか一方を選択していただくという形にしたんですけども、なかなかやっぱり言われるように、昭和バスでバスセンターまでおりにきて、その後また、例えば、医大かどっかに行くときにまたお金が要ると。それが通常料金であればなかなか移動しづらいというような御意見もいただきましたので、予算を何とか調整いたしまして、今回両方買えるという話になったわけなんですけども、この中でも三者、市営バスと昭和バスと我々と話し合う中でも、共通券という話は出ました。なかなかですね、手法的にどんなふうに配分をしたらいいのかという部分でなかなか簡単にいかない部分がありましたけども、そこは我々のほうも確かに1枚の券があれば便利だという認識には立っております。ですから、行く行く、4社が全部できるかどうかはわかりませんが、少なくとも昭和バスと市営バスの今乗り入れている両方ぐらいは何かならないかという協議もしているところなんですけども、今回はこういう形で、とりあえず少し前進させていただいて、今後、それは検討課題に残っているというふうな認識は十分持っております。

#### ○重田委員

もうとにかくですね、初めは市営バスだけで、去年からですかね、おとしぐらいからかな。途中から昭和バスにこういうつくってくれということをやられて、実はですね、昭和バスはもうそれで合わないからやめますよということになっているんですよ。で、この前も佐賀市の交通会議に行ったんですよ。で、市営バスも民間も、市営バスは守られとっけんよかもんねて、ほかんところはやっぱり違うですよと。そいけん、そういう考え方でやられたら同じ補助ばしてくれんですかというごたっ話も結構出よったけんですよ、そいけん、その辺というのはですよ、やっぱり市営バスばかりじゃないんですよ、その辺、考えてもらいたい。ここばかりの話じゃないと思うんですけど、そういうのはですね、多分首都圏というか、ああいうところやったらですよ、そういうとでぼんと行かるっけんですよ、そいにどれだけ金んかかつかかというともいろいろあっけんですよ、ですけど、ぜひ要望しときますので。

#### ○川副委員

子ども手当の件で、これについては議案質疑で川原田議員が質疑等をされましたけど、で、その中で、やはりほかの市町、あるいは神奈川県についてはですね、一般財源を計上

しないということで、という情報が入ってきておりますけど、佐賀市のほうは一般財源繰り入れて予算立てしてあります。私もどちらが重要なのか、はっきりわかりませんが、神奈川県の場合、どういう予算立てをしてあるのか、そういう情報があったらお願いいたします。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

一般質問の中でも、他県、あるいは他市、今のところ情報としたら2県、神奈川と群馬、そこを中心でですね、六十何団体が予算の編成の中で、いわゆる地方負担を外しているような予算を組んでいる。その中身はですね、いわゆる国が子ども手当を全額支給するというふうな解釈のもとに、歳入として地方の一般財源を外して、全額を国の負担金であるというふうな予算を組んでいるところはかなりあります。そういう予算の組み方をされているところがあります。

○重田委員

これは資料を見せていただいて、ちょっと私、勉強不足、3歳までは2万6,000円じゃないんですか。大体民主党は2万6,000円ということと言われてあったですよ。で、ことは2万円ですね。で、例えば、民主党がマニフェストというか、何かようわからんとに書いてあつとは、2万6,000円ということになっても対応できるんですか。予算は別にして、システム上とかですよ。

それと、反対にですね、今度の大地震です、予算でとにかく予算を国は通そう。ただ、この上乗せ分はもうやめようよって、その分を震災に充てようよというのも話聞いているんですよ。そういうほうに制度というかね、変わった場合でも十分対応できるのか、その2点についてお伺いします。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

この現行の平成23年度の予算につきましては、表に書いているとおり、いわゆる民主党の部分の2万6,000円じゃございません。3歳未満については1万3,000円を7,000円乗せて2万円支給と。あとは1万3,000円というふうな法案になっています。それに基づいて、うちも予算を今回その法案どおりに計上しているわけで、もし、例えば、その額が変わるとかいうふうになると、当然、システム改修とか、いろんな対象者の金額が変わってきますんで、当然今の現行の予算での対応は当然額が変わったり、あるいは改修費用とかの分の今の上げている形では通用しなくなります。だから、現行この制度が法案が今審議中で、ちょっと最終的にどうなるかわかりませんが、この分については、かなり市町村にはその改修予算を補正するとか、あるいはもう6月の支給は動きませんから、それに対して何らかの予備費を執行するとか、いろんな形じゃないと支給が間に合わなくなる可能性は大いにあります。今、そういう現状です。

○重田委員

そしたら、基本的に3月いっぱい、基本的に予算はもう間違いなし、法案関係もつな

ぎになるかですよですけど、多分今の流れからいうぎ1万3,000円になるんじゃないかなと思っ  
ているんですよ、この大震災で。で、なったときですよ、予算的には余ると思うん  
ですけど、何か、システム改修費はどれぐらいかかるものですか。それについてちょっと。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

この予算ですけど、先般、その3月の先議で改修費を予算的には可決してもらいました。  
そのときが子ども手当の支給額が1万3,000円が2万円になる、それと、それに伴う改修と、  
この法案どおりの徴収が特別徴収関係ができるという関係で700万円を先議してもらって  
います。だから、今回そういった手当がですね、例えば、児童手当に戻るとかいうふうに  
なると、そのこの予算の部分は執行はちょっとできないのかなと。逆に戻す、例えば、児童  
手当に今回戻すと。実は児童手当は子ども手当が去年変わった段階で、データを全部こち  
らの子ども手当のデータのほうに移していますんで、改めて児童手当のほうに全部デー  
タを移して、その中で所得制限を設けるような形にもとに戻りますんで、その改修だけでも、  
今のところ情報システム課等と話をしている段階では約400万円弱ぐらいのまた改修経費  
がかかって、当然その手間もかかってくるという現状になります。

○重田委員

概要でですね、この資料の概要で7番ですね、保育料を今回は直接徴収できる。反対に  
ですよ、昨年からは始まったんですけど、保育料というのはですよ、パーセンテージ  
上がったのかですね。子ども手当が出とっけんですよ、そいば優先して納めよんさつよと  
いうごたっ話になっているのか、それは余り変わらないのか、それについて。

それと、学校給食についてもですよ、今わからんない、ひょっとしてですね、後から資  
料を出せばお願い。

それとあと1点、学校給食等については本人の同意によりということですよ。同じよ  
うにできないんですか。保育料と同じようにですよ、もう直接徴収できるようにはできな  
いんですか、それについて伺います。

○堤委員長

重田委員、これはちょっと議案とは少し外れてしまっていますね。教育委員会の所管の  
部分でもなってきましたし……

(「いんにゃ、違うよ。この概要の中に入とっけん、全然……」と呼ぶ者あり)

7番の中のあれではありますけどですよ、予算の審議の中ではですね、ちょっと外れて  
きますので、それはちょっと理解しとって、その範囲内でお答えいただければと思います。  
いや、書いてはありますけども、予算の審議とは直接的には関係ないところに外れていま  
すので。

(発言する者あり)

うん、所管がね。そういうことです。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

こちらのほうで答えられる範囲で申し上げます。

いわゆる重田委員が言われているのは、その子ども手当が去年から始まって、1万3,000円からスタートしていますけど、その分が、例えば、給食の滞納額が落ちたとか、あるいは保育料の徴収率が上がったとか、そういうような具体的には多分、私もですけど、原課サイドもそこまでは把握は、その影響でですね、徴収がふえたとか、そういうのはちょっとわからないのかなと思います。

しかし、1つ、今回、子ども手当が昨年始まって、いわゆる受給された方の、厚生労働省がアンケートをとったり、どういう使い道されましたかとか、そういうふうな部分は新聞報道でもされていますけど、中には、やはり将来の資金としてやっぱり貯蓄をするとか、あるいはもちろん直接的にですね、子どものために本を買ったり、いろんな教材を買ったりして、ダイレクトで子どものために使う方もいらっしゃいますけど、統計上の分はわかりますけど、実際、現実的にこっちに当たったかどうかというのはちょっとわかりかねるというふうな子ども手当の今現状です。

それと、7番の特別徴収等の話ですけど、具体的に申し上げますと、保育料は使用料として、それは特別徴収ができる旨が、これは保育料の法律関係でできるようになっています。だから、特徴ができる。今、普通徴収だけしかやっていませんけど、それは今の法律の範囲内です。しかし、学校給食は御承知のとおり、私会計等になっています。そういった規定なり法律がございませぬので、これはあくまでも保護者の方の同意がないと、真っすぐ子ども手当から天引きができるという話にはなりません。これはもう法的な限界があります。そういう状況で、特別徴収ができる保育料とできない学校給食費、あと教材なんかも今原課のほうでは検討はしていますけど、基本的には学校教育のかかわる給食費、教材費等々については、すべて保護者の同意が必要じゃないかということで今判断しています。

○亀井委員

さっき重田委員が言われたようにね、予算は自然成立するでしょうけど、法案は私は通らないと思っているんですね。つなぎ法案であっても、で、神奈川県などは、要するに100%国費で予算計上しているわけでしょう。で、仮に、万が一、法律が通って成立したという場合に、神奈川県などは支給のお金はどう手当てするんですか。

(発言する者あり)

いや、仮にさい、仮にの話で恐縮ですけどね、佐賀市もそういう同じようなやり方をしたった場合にですよ、要するに私が言いたいのは、そういう場合でも市民には迷惑かけられない、不利益を与えられんから、何とかせないかんわけでしょう、そういう場合でも。その辺どうですか。

○江副保管福祉部副部長兼福祉総務課長

情報に入っているそういった都道府県、市町の予算の組み方を考えると、全額を反対だ

から、一応国費で上げている。仮にこの法案どおりにいくと、歳入欠陥になります、恐らく。という状態になります。だから、当然、何らかの形で、それを今国費で上げている分を組み替えとか補正関係で一般財源に切りかえる必要があります。私ども市町村でいうと、県、市がそれぞれ約10%ぐらい——ああ、20%かな、負担するようになっていきますけど、それをこの法案が可決すると、そういう組み方をしないと歳入歳出のバランスがとれなくなるというような話になります。

○亀井委員

そういう場合はですよ、ちょっと言えばこれは義務的経費だから専決処分でやれるのか。ちょっと金額が大きいから専決処分にはなじまんと思うけど、その場合は臨時議会を招集して議会に諮るとか、予備費をとりあえず充用しておくとか、いろんな考え方があると思うんですが、その辺どんなですか。

○堤委員長

ちょっと予算の審査から外れてきつつあるようですが、しかも、仮定の話でございましてね、お答えは非常にできないと思いますが、まあ気持ちだけ。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

当然、我々もこの審議の最中というのは当然わかっていますし、国の動きもわかっています。だから、ある意味では予算も今回法案どおりしてはいますが、危機管理的——要するに今後のことを考えると、そういうことも全然考えないわけじゃなかったもので、恐らく法案が、例えば、児童手当にこれが通らなくて戻った場合のケースも財政といろいろ話しながら、そういった場合には当然議会にお諮りすることになると思います。お諮りというか、御相談します。それが本当に臨時会で、その時期の問題もありますので、6月の支給というのが動かないわけですから、それが臨時議会なり、あるいは市長の専決の中で、扶助費ですから、そういうようなものを皆さん方が認めてもらうかどうか、そういうふうな判断はいずれの時期で求められると思います。

○亀井委員

部長にちょっと何うんですけどね、議案質疑でも言われたとおり、私たちの議会は総意ですよ、全会一致ですよ、地方負担に反対したんですね、意見書を上げたんですね。で、それをわかっとしてですよ、あなたたちは地方負担を予算化したわけでしょう。それはどういうお気持ちですか。

○中島保健福祉部長

非常に事務方としての回答になるかもわかりませんが、今回のこのただいまお手元にありますこの資料が保健福祉部の2のところに資料を置いておりますが、ここにもやはり書いていますように、平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案ということで書いてございます。したがって、いろんな先ほど来おっしゃっているような神奈川県のような対応もあります。それは多分首長といいますか、知事含めての判断のもとでは

ないかと思いますが、我々といたしましては、そこらの情報も勘案して、ただ、一方でこの法律案ということがございまして、法律案の中で歳出の組み方、それから歳入の組み方も書いてございましたので、我々としてはこの法律に従っての予算組みをしなければいけない。もちろん今亀井委員おっしゃったように、佐賀市議会のほうで意見書として採択された事実というのは、それは重々わかっておりますし、そこも、その事実も検討する中ではいろいろしたんですけど、やはり我々事務方としては、この法律案というのがございしますので、それに基づいて今回予算を組ませていただいたというところであります。

○山下明子委員

予算の質問ですけど、175ページですね、地域改善対策の。説明では団体補助金について143万円、およそ10%を削減したと言われましたが、その何というんですかね、よくいろんな予算を聖域なく10%減らしますよとかなんかという、そういうレベルの話をしているわけではなくて、もともとの提起がですね。もうおわかりいただいていると思うんですが、今本当にこういう形で出していいのかということによってきているわけなんです、この143万円減らすということに至った団体との協議のあり方や、それから今の市のね、立場、考え方ということについて、ちょっとお聞かせください。

○中川人権・同和政策課長

この活動費補助につきましては、毎回同じような形になりますけども、いまだにですね、心理的差別がある中で、そこでそういう部分でいろんな痛い思いをされている被差別の立場にある方というのがこの団体に所属されております。そういう方たちがですね、一つのよりどころとしての組織、それから自分たちがいまだにそういう差別もありますので、それに負けない力をつけるという意味で活動もされています。また、それから団体の活動そのものが、結果としては教科書無償とか、それから人権救済法案の確立に向けての運動とかもされていまして、そういう意味で、いろんな公益性のある活動もされていますので、まだ私どもとしてはこの活動費補助というのは必要という認識を持っております。

ただ、議会でもいろいろ御指摘ありますように、一部ではなくせというような話もございしますが、前回、日当等、具体的に日当が4,000円であるということで、通常、市、あるいは議会等に比較しても異常に高いんじゃないかということで、今回、その日当についてですね、基本的には佐賀市が雑費として1,000円程度ありますけども、そこら辺並みにということで協議をいたしました。ただ、団体のほうもですね、団体としての規約がありまして、その規約に基づいてしているということで、そこら辺についてはいろいろ協議を重ねて、結果として、その段階を踏ましてくれということで、今回については4,000円を半額という形での話をしたという経緯もございします。その部分と、そこだけでは実質多分七、八%だったと思いますけども、それにあわせてですね、今活動されている部分についても、3団体、会議の参加についてもある程度人選するなりして経費の節減に努めていただきたい。それから、経費についても、そういう部分でいろんな形で工夫をして財源の節減に

努めていただきたいという、そういう話をして、結果としてですね、10%という形で折り合いがついたということで、今回、10%の削減をしております。

実際、私が平成19年度から担当しておりますけども、その時期から、私も必要性は認めておりますし、当然それで答弁をしてきております。ただ、指摘の部分も十分認識できますので、そこら辺を情報はですね、議会でもこういう状況であるとか、全国的にもこういう状況であるというのは常に提供しながら協議をして、実質、今までで3割程度ぐらいまでは削減をしております。そういうことで、今までの経緯、それから必要性等も含めてですね、こういう形で今回提案をさせていただいております。

○山下明子委員

地域改善対策のこの事業を県がやっているからやっているという立場なのかね。県がやめればやめるという立場なのか。

○中川人権・同和政策課長

県がという考えではございません。佐賀市として必要であるという認識のもとに進めております。ただ、結果としてはですね、県、あるいは県内の7市での協議会等もございまして、そこら辺での意見の交換等はしております。ただ、これについては、あくまで佐賀市としてですね、佐賀市の考えとして対応をしているということでございます。

○山下明子委員

私は人権対策のね、取り組みとかいうことは一切否定はしていないどころか、しっかり取り組まなくていけないと思っておりますし、格差があってはならないと。だから、そのためには全体が底上げを図るようにやっていくべきだというふうにずっと提起もしてきましたですね。それで、部落解放同盟や全日本同和会だけでなく、その人権の問題で取り組んでいるようなところはほかにもあるじゃないかと。そこの関係で、なぜここの団体だけになるのかという問題も提起してきましたけども、改めてこれまで団体補助をしてきたような自治体でですね、いまだに残っているという状況が、県内はもう多分そのまま残っているんだろうなと思うんですが、ほかのところも含めてですよ、今どういう状況にあるかというのはずっと常々つかんでおられますでしょうか。

○中川人権・同和政策課長

情報としては、とり得る範囲での情報収集はしておりますして、確かに廃止の方向にしているとか、終期を設定して取り組んでいるとか、そういうところもございます。ただ、継続しているところもあると。おっしゃったように、県内については、ある意味、佐賀市のほうがこういう見直しという部分については積極的に取り組んでいるという状況です。

○山下明子委員

つまりですよ、終期を定めて、そこに向かってやっているところもある、それから廃止の方向もあるというところで、割合としてどういう状況にあっているかというのは言えますか。

○中川人権・同和政策課長

割合まではつかんでおりません。で、該当するところすべてを調査した結果であれば言えるかなとは思いますが、まだなかなか情報そのものも正確な情報をなかなかいただけませんので、比較は非常にしにくいというのが現状ですから、そのことについては非常に答弁は今の段階ではできないですね。

○山下明子委員

県内でもね、例えば、唐津なんかでも、この地域改善対策の取り組みに関して、例えば、同和住宅としてされているところは本当は市営住宅だから、本来ならば全部公募もしなくてはいけないはずなのに、そこはもう市営住宅のあれから外した扱いになっているじゃないかということで、その問題でちょっと監査請求をする動きがあったりとかですね、いろいろ問題提起というのはあっているわけですよ。だから、そういうことに照らして佐賀市はどうであろうかなとか、いろいろいろんなことを考えていくということも含めて、洗い出しというのはされているのかどうか。

○中川人権・同和政策課長

住宅についても佐賀市も実際ありますので、そこら辺については、基本的には佐賀市は、やっぱりあいているのであればですね、一般公募しても活用すべきじゃないかという認識で話はしております。現実的にはまだ実際そういう部分での具体的な動きにはなっておりませんが。

で、ただ、1つはですね、例えば、久保田とかの地区については、ある場所がもう非常に不便なところで、しかも、公募しても多分応募されないようなところですので、そこら辺、実際ある部分をどうするかということで、そこは住宅と協議しながら、災害時ですね、一時退避の住宅とするとか、そういう形でしょうという話では話し合いはしております。

○山下明子委員

そうですね、いろいろ使い方考えていかなきゃいけない部分というのはあると思いますが、要するにその指定をして何か建ててしまったら、逆にそれが特定されて、結局そこには行きたくないだの何だのとなって、何をやっているかわかんなくなってしまうと思うんですね。だから、本当にこれは同和問題を解決する上で、本当みんな同じなんだよという状態にしていくには、逆に特別というふうにならないようにしながら、本当に困ったところにどう手を差し伸べていくかという発想にしていくということと、もう1つは、団体もですよ、本当に市民活動応援の今度システムもできようとしていますけど、ある程度の応援はしても、基本的にその団体は自分の力で頑張ってもらおう。PR力をつけてもらって、応援してもらえるようなことをするというようなね、そういう方向で進めていくということも必要だと思うし、予算を立てたときに7割も8割も公費が入っているような団体というのも——もっと8割、9割ぐらいですね。そういう団体というのはそう滅多にないわけでは

よね。で、本当にここだけがその扱いを本当にしていいんだろかということだと思ひ、そうやってやめているところが全国でずっと広がっているという、やっぱりそこはもう少し、ずっとじわじわ10%ずつ減らして、何十年もかけて10%ずつ減らしますとか、そういう話ではないのだろうと思ひんです。

だから、団体をなくせという話をしているわけじゃないですよ。団体の自立で頑張っしてよんさんならしよんさとして、何かの取り組みのときに応援をするということはあったにしろ、やっぱり運営費をずっとこうやって出し続けるというあり方からは脱却していくということがないと、ほかのいろんな公益的なほかの団体との関係からいってもですね、非常に不公平じゃないかというのはやっぱりあるわけですよ。人権問題もこれは大切なことだけど、これだけではないと。たくさん横たわっている問題はあるわけだから、もっと人権・同和政策課としての間口を広げた取り組みということだっして本当はあるはずだと思ひますので、その辺を検討する必要があると思ひますが、どうでしょうか。

○中川人権・同和政策課長

御指摘のとおりですね、人権問題というのはいろんな問題がございます。その中でも特に同和问题というのは非常に厳しいということで、特別対策まで立てて対応をしてきた経緯もございます。ただ、課の認識としてはですね、いろんな人権問題もあるということで、教育啓発についても、いろんな同和问题に特定せずに取り組んでおりますし、また先ほど御指摘のとおり、この団体補助というの、団体そのものの自立に向けて、いろんな形で自分たちも事業をしながら、事業収入で組織を維持していこうという動きもございます。そこら辺について、こちらのほうも指導をしておりますし、そういう流れでありますので、全くそこら辺を今までどおり何も考えていないということではございません。あくまでやっぱり時勢に乗ったというか、そういう形で考えていく必要があると思ひておりますし、団体のほうもそういう考えも出てはきております。

○山下明子委員

そういう意味では、本当にこれを一たん廃止をして、新たな形で出発——出発というんですか、取り組んでね、人権問題をとらえながらやっているというところもありましようから、そこはどいう話し合いをしながらどのようになっていったかということは、そういう意味でちょっとぜひね、本当によく研究もしていただきたいというふうなことは求めたいと思ひます。これはそういうことで。

で、ちょっと次のことですが……

(「関連」と呼ぶ者あり)

○亀井委員

佐賀市内はですよ、団体としては2つだけですかね。ほかに何かこういう同和団体がありますか。

○中川人権・同和政策課長

自由同和会というのが県連が佐賀市にございます。で、佐賀支部というのはちょっと自由同和会については聞いておりませんが、県連が佐賀にあるというのは存じております。実際うちのほうにもおいでになりますし、いろんな形で話をしております。

それと、委員会でも私申しておりましたけども、この活動費補助というのを事業費補助等の方向への移行というのも考えているということで、実際平成22年度はですね、ちょっと試行的にそういう事業を設けて公募したんですけども、結果として、何というか、面接の段階でですね、面接官も非常にきちっとした対応をしていただいたという結果でもあるんですけども、最後になって実現しなかったという経緯もございます。

#### ○亀井委員

その自由同和会は佐賀市支部というのはなかということやったけど、ここで聞いてわかるかどうか、県から何か補助金みたいなのが出ているんでしょうか。

それともう1つはですね、これは私も決算のときなんかいつも言っているんだけど、教育費の中にもですよ、人権関係の予算が3,600万円ぐらい——もっとかな、3,800万円ぐらいあるんですよ。だから、何か二重行政になっているんじゃないかなというところも若干私は感じているんですよ。何かこういうのはやっぱり一本化してですよ、今後やっていくべき問題なんではないかなと思うんで、これは今後の課題としてですね、話し合いをして、ぜひやっていただきたいなと思います。

#### ○中川人権・同和政策課長

1点目の自由同和会に県から補助が行っているかということでございますが、私が認識している範囲では、県からの補助は行ってはいないというふうに聞いております。

それと、先ほどの御意見ですけども、実は、例えば隣保館は厚生労働省の所管でございます。社会福祉施設で。教育集会所というのは文科省の所管ということで、実はかつて対策課は市長部局にございました。で、社会同和教育係というのは教育委員会のほうにありました。それは先ほどの経緯もございますので、で、委員御指摘のとおり、対策課と生涯学習課のほうで似たような事業をしておりましたので、一緒にできないかということがあって、私は当時生涯学習課にいたんですけども、一本化できるということで今の政策課にしたということで、そのときの名残といいますとあれですけども、この地域改善対策費となっておりますけども、ここの部分は法務局の採択事業費のほうメインでございます。そこにその活動費もそのまま残しているだけ、隣保館費もそういう経緯でここにあって、予算的には分かれた形でありますけども、今、事業等はそこら辺を認識して、二重行政にならない形で対応をいたしております。

#### ○亀井委員

確かにそうかもしれませんが、例えば、こども課の例もあるでしょう。厚労省と教育委員会と文科省と。ああいうところも所管省庁が違っているけども、同じ1つの課にしてやっているじゃないですか。だから、やれんことはないわけですよ。だから、ぜひです

ね、効率の問題からいってもですよ、行政の効率の問題からいってもですよ、やっぱりですね、できるなら一本化されたほうがいいと思います。これは意見です。

○山下明子委員

ちょっと今度は188ページの高齢者住宅改良補助金40万円というのがありますね。それから、同じく家族介護慰労金20万円とありますが、それぞれですね、利用状況がどうであったかということで、まず。それと、介護慰労金の場合は申請なのかどうなのかということも含めて。

○中島高齢福祉課長

2つの御質問についてお答えします。

住宅改良に関しましては、今現在、上限が10万円で、そのうちの8割を助成するという形で、大体年間5件分ぐらいの予算計上をしております。この住宅改良というのが、もともと介護保険の住宅改良制度がありまして、この補助がありまして、その上に連合単独の補助がありまして、その上に市単独の補助があります。この補助自体も県からの補助が以前はあった時代がありまして、上限枠20万円ということだったんですけども、それが県からの補助がなくなった時点で、連合域内のほかの市町はもう取りやめをしていましたけども、当時の部長の判断で半分だけでも残そうということで、佐賀市だけが残しているということなんですけども、利用の件数は、今回が5件ぐらいしか予算もしていないぐらいなので、年間2件とか3件とか、そのぐらいの余り活発に利用されている補助金ではないというような状況です。

介護慰労金なんですけども、ここの分については、要介護の4、5の方でサービスを使っていらっしゃらない方と。実際に介護認定を受けていても介護サービスを受けていらっしゃらない方に、要するに家族がそれだけ見ているということなんで、その分の慰労金として10万円をやっているんですけども、今年度も最初はありませんでした。これは本人から申請というよりも、うちのほうから調べて、対象者の方に対象になっていますから申請してくださいという形で、こちらのほうで調べられますので、対象者がいればその方に連絡をしているというようなやり方をやっております。

○山下明子委員

住宅改良の場合は、これは要するに介護保険の制度があって、連合単独の制度がもう1つあって、それと上にこの5万円——5万円じゃないですね。8万円ですね、があるということだとすると、つまりこれだけを直接使ってということではなく、まず介護保険があり、連単があり、その上に足りなかったらこれが上乗せですよという関係になるということで、それで2件ぐらいだという結果だとおっしゃるわけですかね。

○中島高齢福祉課長

ベースは介護保険の住宅改良というのがベースなんで、その上乗せというふうな形で運用させていただいています。

○山下明子委員

そしたらですね、住宅改良の場合、介護保険のほうでもずっと予算流しっ放しなんですよね、ほとんど。なかなか使われなくて、相当の予算流して。それはどうしてなのかというあたりは原課では聞いておられますか、状況。なぜこれが使われないかという現場の状況はつかんでおられますか。

○中島高齢福祉課長

それは介護保険のもともが使われていないという答えの情報……

○山下明子委員

40万円とかが使われていないということの根本、\_\_\_\_どうですか。

○中島高齢福祉課長

先ほど言いましたように、市の補助の分については上乗せという形で考えておりますので、住宅改修に関しては介護保険制度の中でケアマネがちゃんとついていて、その方に必要な分の、多分こういうところが必要であると。手すりをつけるとか、浴槽の改修をするとかいうことがあって、その中で、もし足りていないということであれば使われているものと思いますので、特段その部分でセーブをしているとか規制をしているとかいう形で使われていないのではないのかなというふうには思っております。

○山下明子委員

そしたらですね、要するにこういうことらしいんですが、何ですかね、病院から戻ってきて、車いすで自宅で暮らそうと思ったときに、間口が狭いので、広げたいとかね、それから握力がきかなくなったから、水道の蛇口をレバー式にしようと思ったとか、そういうことに使えない制度だというわけですね、この介護保険の住宅改良制度が。なので、その施工に当たった人やケアマネさんからは、何でこんなのが住宅改良で使えないんだろうかと、スロープや手すりだけじゃないのになというわけで、もっとここを広げたらいいんじゃないかという意見が出ているということだそうですね。そうすると、連合単独で上乗せしている分を、上乗せでなく横出しとしてね、この対象工事を広げることによって対応することもあり得るかなという話が、連合の中ではちょっとそういう認識もあるやのことなんです。で、もしそうなった場合は、佐賀市はですよ、この補助金の考え方は、要するに額としての上乗せだというだけでなく、横出しにくっつけて、一緒にはみ出した分に足りなければ佐賀市としても乗せて、これを使っていいですよというふうに見えるのかどうか、そこら辺。でないと、要するにせっかくつけても使いにくい対象工事なんかの問題でね、利用しにくいとなったら、それを改善していかないともったいない。介護保険制度そのものを変えられなくても、単独で判断できてというのであればね、対応できるということであれば、それは一緒になってやれるというふうに見ていいかどうか。

○中島高齢福祉課長

もし連合単独の中でそういうふうな横出しの分があったとすれば、それは佐賀市として

も連合の単独に合わせた形で横出しの分で上乗せするというのは可能かと思います。今現在も窓口的には連合の窓口で受け付けをしてもらって、その中で対象になる方を佐賀市に御案内してもらっているというのがあります。工事の内容とかで専門的な目が必要なんで、うちの一般事務の目でそれが本当に対象になるかどうかとなかなか判断できない状況であります。そこは連合のほうの専門職の判断を仰いでいるというか、そこをお願いしていますんで、そこの中で一緒に判断してもらって、上乗せで足りない分があつて、佐賀市の分が使えるということであれば御案内してもらっていますんで、その中で、連単の中で横出しがあつて足りない分があるということであれば、同じように歩調を合わせてやっていくことは可能かと考えております。

○山下明子委員

ぜひそれは見ていただきたいと思うんですが、ただね、私が思うのは、これだけ広い合併した佐賀市ですよ、こういう事業で、住宅改良補助金で40万円という数字でね、それで済むと普通思うんだらうかという感覚なんですね。だから、今まで予算措置しても、なかなかここまで届かないとなれば、当然それはどうしてそうだったらうかということも含めて、たどっていきながらね、そしてこの決めた予算がうまくいくようにしていくという頭がやっぱり必要ではないかと思うんですね。同じような意味で、この家族介護慰労金も2人分というか、2件分ですよ。それは当てはまるところがそんな程度しかない。つまり介護4、5のところは当然何らかのサービスを使うのが当然だという裏返しかもしれないんですけどね、本当にそういうことなんでしょうかねという、実態がですよ、よくつかまれているのか。ちょっとこの位置づけとの関係で、何かよくわからない部分があるんですが、どうなんですか、この慰労金のほうは。

○中島高齢福祉課長

慰労金のほうはですね、確かに今、平成23年度予算の中で高齢者保健福祉計画という計画をつくるというお話を差し上げました。前回の今の平成21年から平成23年までの計画の審議の中で、委員のほうから慰労金の位置づけについて、要するに問題提起がありました。こういう形で本当に重度の方を見てある方の慰労金という形で行くのが正しいのか、全国的にはいろいろそういうスタンスのところもあります。それで、本当に大変な方を慰労していこうという考え方と、そのもう一方では、もう少しハードルを下げ、本当に自宅で逆に面倒を見てある方、その方たちが介護保険を使うことによって経済的負担があると。その負担を軽減させるという形での慰労金という考え方もあるんじゃないかということで問題提起を受けておりますんで、そこはいろんなところの状況等を勘案しながらですね、今検討しているところなんですけども、もしハードルを下げるとなると、予算的に物すごく出てくるわけですよ。そこを今の全体の中でどう折り合いをつけるかということも、もし変えるということであれば、そこも含めて検討する必要があるのかなというふうに考えております。

○山下明子委員

ぜひ検討を、中身も含めて検討が必要と思います。そうでないと、メニューはあるんですけどもね、その額を聞いて本当にこれどんな制度なんだろうと思われるようなね、県庁所在地でこんだけの人口があって、住宅改良が40万円ですかとかですね、家族介護慰労金が20万円ですかとかなると、何を対象にして、一体何をねらっているんだろうかということにやっぱりなると思うんで、そこは本当によく研究もしていただいて、目的と望まれている中身とがよく合うような形をぜひ検討すべきだという、これは意見です。

○白倉委員

168ページの移動支援の予算が2,000万円上がっているんですが、せんだっての議会でも質問出ていたようですけれども、そのときの議会での答弁を聞いていて、私、実はよくはまだ把握できていないんですよ。というのが、よく私なんかのところでも、研修に行くために移動支援を利用したいという人が、その研修がなりわいと何らかの形でつながっていたら認められませんよという事例が幾つもあったんですね。それで、例えば、年1回なら認めるのか、何回認めるのかということも含めて、もう少し明確にこの予算づけにおいて示していただきたいんですが。逆に、いろんな部分で今までよりかもう少し枠を緩和しますよという要件緩和なら、この予算で足りるのかなという気もしますし、そののころをお願いいたします。

○吉松障がい福祉課長

移動支援につきましては、この間の一般質問の部長の回答の中にもありましたように、自立支援の給付と、それから——ああ、自立支援の中、自立支援法の中に自立支援の給付と、それから地域生活支援事業というような形になっておりまして、その地域生活支援事業の中での事業というような形になっております。こちらにつきましては、一応補助金というような形になっておりまして、その補助金につきましては要綱というのがありまして、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出というような形になっております。この間、ちょっと話がありましたように、その中でも金銭的な経済的な活動に伴うものについてはですね、一応対象外というような形になっておりまして、その中でもなりわいとしている方が研修会のところに行かれて、全体の総会みたいな分ですね、については、直接その経済的な活動にはつながらないと。社会参加の意味合いが強いということで、今回ちょっと幅を広げて、いいですよというような形にしたという経緯がございます。

○白倉委員

ちょっとよくわかりません。なりわいとつながっている。例えばですね、何かのペインティングにしる何にしる、そういう仕事をされている人がおるとしますですね。イラストでもいいですね。その方がより高度の技術を身につけたい、そういう研修会に行きたいと、それは認められないわけですか。総会でない限り、認められないわけですか。

○吉松障がい福祉課長

一応なりわいにされている方が自分の技術アップにつながる分というのは一応経済活動だということで、除外というような形をとっております。

○白倉委員

済みません、ちょっとここをはっきりさせておきたいんですね。研修の総会だったらいいわけですか。総会だったらいいわけですか。それとか、せんだって年1回ならとか2回程度とか、非常にあいまいなことを言われているんですよ、本議会のところで。だから、そこんところをちょっとはっきりと、この予算づけの方針を私たちは知りたいんですが、示していただきたいんですが。

○吉松障がい福祉課長

直接その技術アップにつながる部分については、ちょっと経済的活動につながるということで除外をさせていただくということで、そういうような技術アップにつながらないような部分の研修会についてはオーケーですよというような形をとりたいと思っております。

○障がい福祉課障がい総務係長

先ほど申し上げましたとおり、こちらの事業のほうが社会生活上、必要不可欠な外出、あるいは余暇活動等の社会参加のための外出ということになっております。したがって、経済活動につながるものにつきましては——ああ、経済活動につきましては、対象外とさせていただいております。ただし、団体等が行います総会、大会等につきましては、研修ではなく社会参加活動であるということですので、今回認めたところでございます。

○白倉委員

それは回数制限は特にしないということの判断でよろしいでしょうか。

○吉松障がい福祉課長

あくまでも中身のほうで判断をさせていただくということです。

○山下明子委員

さっきの説明の中、229ページですね。すごく小さい数字ですと言われたんですが、ブックスタートの件です。50万円。これをわざわざ説明をされたのには理由があるのかと思ったんですけども、一回、県の補助が昔あったのが切られたという認識があるんですが、それは佐賀市としてはずっとこれは続いていたということによろしいのか、復活したという意味なのか、ちょっと済みません。

○岩橋健康づくり課長

ブックスタートの事業自体はずっと継続して行っておりました。ただ、当初は参加者を限らず本を配布していましたが、その配布に関してはちょっと廃止をさせていただいていましたが、今回、参加者の方に関しては本をプレゼントしよう。そういうことをやることによって、ブックスタートの参加者をふやそうという意図も含めて行いたいということで、予算的には50万円計上をさせていただいております、今回。

○山下明子委員

確認ですが、今までは参加の有無にかかわらず、ずっと配っていた、最初というふうにおっしゃったですかね。それを参加した人には配るというふうな形で復活したというふうにとらえていいんですか。

○岩橋健康づくり課長

当初、ブックスタートを行う当初の段階では、全部出生された方に送っていたということですが、結局、その全員に配るということは廃止しております。ただし、今回、参加していただいているお母さんたちに対しては、まず実際本を手にとって継続してやっていただきたい。それと、そういうことをやることによって、ブックスタートへの参加を促すということも含めて、今回やりたいということで予算を計上しているところです。

○山下明子委員

だから、ちょっと確認をしたいのは、つまりやめていたのが復活したという意味なのですかねということなんです。

そして、たしか本当県から当初のころは補助があっていたような気がしたんですが、なかったですかね。あったのが私なくなったような気がしたんですが、それは違っていましたか。

○岩橋健康づくり課長

県の補助があったかどうかは、ちょっと済みません、わからないんですけれども、以前配布していた部分を参加した人に限って、今回、一部プレゼントすると、復活するというで行うということです。

○白倉委員

済みません。そこがですね、それはもう現佐賀市全域にわたっての話ですか。というのが、地域によって違う部分はないのかどうかというのが。例えばですね、母子健康推進員なんかは新生児の訪問家庭に本を持って訪ねておられたのがつい最近まであるんですが、当町、私の住んでいる地域ではですね。逆に、「こんにちは、いかがお過ごしですか」という形で続いていたんですが、それが逆にやまってしまったのか、その続けていたところも含めて。

○岩橋健康づくり課長

ブックスタートについては、合併してからは配布はしておりません。で、合併以前にしましては、ちょっといつまで旧佐賀市が配布をやっていたかはちょっと手元に資料がないので、もしかしたら時間のずれがあるかもしれませんが、合併した時点で全市とも配布は行っておりませんでした。ブックスタートそのものの事業、要するにお母さんたちに本の大切さを伝える事業につきましては、継続してやっておりました。以上です。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、第6号議案の審査を以上をもちまして終わります。

次に、特別会計予算を審査いたしますが、少し休憩を入れましょうか。少し時間が長かったようですね。

○中島保健福祉部長

うちの職員、特別会計の職員だけでよろしいでしょうか。

○堤委員長

これからの分につきましては、特別会計に関係される職員だけで結構でございます。

委員の皆様にお諮りしますが、今、40分ちょっと過ぎでございますので、50分再開というところでございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、2時50分に再開いたします。しばらく休憩します。

◎午後2時37分～午後2時50分 休憩

○堤委員長

それでは、お疲れさまでございます。文教福祉委員会を再開いたします。

それでは、これから特別会計予算を審査いたします。

第7号議案から第9号議案について、執行部から説明をお願いいたします。

◎第7号議案 平成23年度佐賀市国民健康保険特別会計予算 説明

◎第8号議案 平成23年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計予算 説明

◎第9号議案 平成23年度佐賀市後期高齢者医療特別会計予算 説明

○堤委員長

ただいま第7号議案、第8号議案、第9号議案を御説明いただきましたけれども、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたしたいと思えます。御質疑はございませんか。

○白倉委員

39ページなんですけど、基金の部分、24万1,000円でしたかね、これを繰り入れて、基金残高がほぼゼロということなんですけど、これはあとちょっと、今年度中、平成23年度中の計画としては、このあたりは、大体1カ月分ぐらいのストックがね、一番望ましいんだらうと思う、給付費の。どういうふうにご考えておられますでしょうか。

○田中保険年金課長

本来、基金があつて、基金から現金が不足する場合等に入れて回してもいくわけでございますが、実際、今回2億円、最終的に平成23年度末ですべてこっちに入れるということになりませんで、当面は約2億円、1億9,900万円程度はあるわけで、それを現金の出し入れではやっていきたいというふうにご考えていますが、それ以外にも借入れは出てくると

思います。非常に2億円というのは、一回十数億円出しているわけですので、これでなかなか対応は難しいと思っております、今後については、その辺については十分検討していかなきゃならないかなと思っている、ぎりぎりの線での今回、予算組みにはなっております。

○亀井委員

資料の8番のところで、療養給付費交付金、退職者とか医療費が増加しているということで、退職者というのは、いわゆる定年退職者だけの話なのか、そうじゃなくて経済状況の悪化等に伴うものも入っているのかどうか。

○田中保険年金課長

これは決まりがありまして、20年以上、他の保険というか、社保とかですね、そういうのに入ってあって、会社をやめられた場合が退職者ということで該当するというような決まりがございます。——ああ、それが65歳まで。

○保険年金課副課長兼保険企画係長

退職者はですね、まず1つは、年齢制限で65歳未満であること、そして、先ほど課長が申しましたように、20年以上にわたりまして社会保険等に、厚生年金のほうに加入されている。あとですね、40歳以上の方で10年以上社会保険に加入されていた方、これを退職者医療制度ということで、ちょっと区分して整理しております。

○亀井委員

だからですよ、退職者が増加している、その理由を聞いたんですけど。

○保険年金課副課長兼保険企画係長

実はですね、先ほど私、区分してというふうに申し上げたんですが、国保の中にもずっと農業とか自営業をされて、ずっと国保に加入されている方、それと長年会社勤めをされていて、定年退職とともに国保に入ってきた方、大きく分けると、この2種類があるんですが、国保の目から見ると、社会保険でずっと会社勤めされている方の健康状態と農業とかをされていた方のやっぱり健康状態は違ってまいりますので、同じように実は医療費を使われているのかというのはちょっと違います。社会保険とかに入られて、退職とかいうふうでなった方が医療費が高うございます。となりますと、私ども国保としましては、やはり会社勤めをされていて、その中で体を壊されていたんじゃないかというようなことをやはり私どもは言いとうございますので、同じように国保に加入しますよと言われても、いや、ちょっと待ってください、あなたは退職者医療制度に該当するならば、退職者医療制度の国保の人に該当させてくださいというふうな言い方をいたします。というのは、保険税を当然いただきますけれども、同じ医療費を100使ったときにも、その充当率、国保の一般の方ですと30%ぐらいを使うわけです。しかし、退職者医療制度に該当される方は、それが20%ぐらいで医療が受けられるということで、保険税の軽減にもなるものですから、私どもが意図的に退職者医療制度ということで加入してくださいというこ

とで誘導しております。そして、保険税を節減しているというようなことでとらえております。

○田中保険年金課長

補足ですけど、退職者がふえたというのはですね、実は2年前までは該当者というのはなかなか見つけられないんですよ。それが、国のほうで資料いただきましてわかる分で、適正化ということですね、退職者に該当する方で一般にいた方をすべてこちらに切りかわっていただくというそういうことやりましたので、22、23というのが極端にふえたということになります。以上です。

○山下明子委員

今のはつまり移行してもらったということは、それによって例えば本人の負担がふえるとか何かそういうことはなくてですか。どういうやりとりでそういうふうに本人との間ではなっていたですかね。

○田中保険年金課長

これ、制度で、さきほど副課長が説明したように、そこに該当する方は退職者医療というかですね、退職者ということで加入してもらわなきゃいけない。ただ、それを御本人が知らずに、ただ、国保に加入したとかそういうことになりますので、退職者に切りかえたからといって、逆に不利益をもたらすものではないというふうに考えておりますので、そこは勧奨で切り替えがスムーズにいつているのかなというふうに考えております。

○山下明子委員

ちょっと基金のところでもう1回聞きたかったのは、残高をちょっと明確に言っていたきたいこととですね、それで入れて出して入れて出してずっとこうしてますよね。その3年ぐらいの入れて出してのところを言ってもらっていいですか。そして最後どうなったかと。

○保険年金課副課長兼保険企画係長

手元にちょっと用意している私の手元にある数字で申し上げます。まず平成23年度の段階で——平成22年度から23年度になる現在ですね、1億9,800万円ほどございます。1億9,876万1,000円ということになります。これをすべて平成23年度の当初予算においては取り崩しを行います。で、平成22年度でございますが、平成22年度につきましては、平成21年度から22年度に来た時点では6億2,300万円ほどございました。で、前年度の剰余金、平成21年度の剰余金を年度途中で積み立てまして、これが4億4,000万円積み立てております。また利子についても大体100万円程度——90万円でございますが積み立てております。一方、平成22年度会計の収支を図るために取り崩した額が8億6,600万円ございました。ですから平成22年度末の残高としては1億9,800万円程度になるということになります。

で、平成21年度を説明申し上げますと、平成21年度はですね、平成20年度から21年度に引き継いだ額が6億200万円程度ございました。で、この年は平成21年度は、平成20年度

の剰余金としまして6億9,800万円を積み立てました。利子が約このとき180万円程度ございます。しかし平成21年度の収支を図るために6億7,800万円程度を取り崩しております。そして平成22年度に6億2,300万円を送ったという形になります。

○山下明子委員

そうすると、今は1億9,800万円というふうに言われたんですが、結局前年剰余金との関係での見込みはどういうふうに言えますか、今の流れで。つまり平成20年、6億9,800万円でしょう、それからその次が4億4,000万円という感じですよ。だから単年度でいくと黒字できてるというふうに見えるわけですけども、それで剰余で送ってきているわけですよ。その辺でどう見てあるのか。つまりないないないないはずとこう言われて、おびえさせているということではないとは思いますが、その流れの見込みですね。

○田中保険年金課長

これまではですね、なんとかそういうふうなところで剰余金を積み立てて、また戻しながら基金のほうを上積みをしてきてたんですが、実際2億円まで減っているってことはぎりぎりです。やっているってことなんです。

ですから、これももう少し見ないと平成22年度の決算見込みというのはまだちょっと読めないところなんです。非常に危ない状況です。剰余金というのは出てこないんじゃないかなというふうに今考えております。

○山下明子委員

その要因というのはどこにある。

○田中保険年金課長

先ほどから説明していますが、やはり医療費の増でございまして、平成22年度から23年度にかけて今回当初予算余り伸びていないような感じがしますが、実は21から22が10億円伸びています。ですからこの増が非常に大きいです。それともう1つは前期高齢者交付金というのがございまして、こちらのほうが実は交付概算払いになっているんですが、非常に差が大きいんです。平成22年度約10億円、2年前に借りたものに対して返しているんですね。

で、ことは平成22年度は逆に交付額もそして少なかったんです。ですから、要するに波が一遍に来てしまったっていうのが平成22年なんですね。ですから平成22年度の資金繰りが非常に苦しくなったのが1つあります。ただ前期高齢者交付金、今度2年後にはまた精査をします。そこでどう読めるかというところが非常に難しい。ただ、ここについては五十数億円と非常に大きな佐賀市の税に匹敵するような大きさなんです。ですからここが10%変わると非常に苦しいんですが、これ国が18%以上でなければ途中の変更がきかないというふうなことになるんで、非常に10%程度の見込みが変わってくると国保財政に及ぶ影響が非常に大きいということで、平成22年度がそういうのがあったんで非常に厳しい状況になっていると。

○山下明子委員

そうすると医療費給付が十億円伸びたと、また今度伸びそうだというその内容はいわゆる人工透析だとかそういうところで見られるのか、その要因はどのように見られるんですか、給付が伸びる。

○田中保険年金課長

要因は平成22年度は診療報酬の改定があります、これが大きいのがあります。それともう1つはやはり入院が伸びてるようです。ですから高額のが結構伸びてきてますのでそういうところかなと。

ただ、透析等につきましてはかなりふえてきたんですが、平成22年度についてはかなり発生が少なくなっております。このままいってくればいいなというところございますけども、しかしながらやっぱり百何人やったかな、200人近い透析患者いらっしゃいます。ここのあれですけども、1人500万円から600万円年間かかりますので、200人いらっしゃれば10億円近くの医療費が必要だということになります。ですから特定検診のほうでは、今後そちらのほうの予防というかですね、糖尿病の対策というのに力を入れていくこととしておまして、今医師会ともネットワークをつくりまして、その辺の重病化にならないような指導を行っていくということでそちらのほうに、今、力を入れているところでございます。

○山下明子委員

入院がふえてきているということですが、その中身というのはどう見てあるか。つまり、今、重症化してね、重症化して診療訪れたときにはかなり重くなっているとかそういうケースがあるのではないかと心配されるんですが、そういうことも含めてかどうか、かかりやすくなっているかどうかとかいうこともあわせてですよ、その辺どう見ておられるんですか。

○田中保険年金課長

そこまでの社会現象ではないと思っております。佐賀県内のある大病院がかなり診療報酬が高くなっているというのがあるんですね、ちょっともう少し分析しないと我々もわからないのですが、国保連合会のほうに言って今その辺の医療費分析は行っていただいておまして、そこで今回10億円伸びてきたのはそういう医療費——入院費ですね、要するに何ですかね、看護というか7人でしているとか5人になるとかその辺でどんどん医療費のだいぶ違いもあったりして、そういうのの切りかえがあったような医療機関等もありましてですね、ですからその辺での医療費の増がかなりあったという分析でございます。ただ、これもう少し分析してみないとはっきりしたことは言えませんのでもう少し我々もですね、中身を分析していきたいとは思っております。ただ、高額の入院費が伸びているというのはあるようでございます。

○堤委員長

補足ですか。はい、どうぞ。

○保険年金課副課長兼保険企画係長

済みません。前にですね、山下委員の御質問の中で国保会計がですね、今まで基金を入れながら黒じゃなかったのかというような御発言があったんですが、今まで確かに例えば平成22年度は基金に積み立てるのが4億4,000万円積み立てていたんですが、取り崩しを8億6,600万円しておりました。で、平成21年度も積み立てたのは6億9,800万円あったんですが、取り崩しも6億7,800万円ということで、実は形式収支と私ども申しますが貯金をしてきた基金を入れて黒字をつくっていたと。しかし貯金していた取り崩しの額を外して単年度収支ということで見ますと、実は赤という赤字の財政だったということでちょっと補足をさせていただきます。

○山下明子委員

要するに回転していくわけですよね、ある意味。ぶつぶつ切れているわけではなくずっと回していく、回していきながらもう運転資金がなくなっていくよってということが言いたいのかなあと、そうだったらばということなんです。ただちょっと入院の高額が伸びているとかそういうふうなことが分析は必要なんだろうけれども、そういう理由からだんだん大変ですからってことで税の引き上げになっていって是非常に困るわけですよね、国保税の引き上げになっていくような動きでは困るしということもあって、つまり行きたくても行けないという人たちが一方でいてね、本当に行ったら早速入院でしたっていうふうな話も聞きますのでね、その辺の関係もぜひちょっと押さえておいていただきたいと思いますし、もう1つはいろんな保健の予防の制度だとかね、それから高額療養費の払い戻しの制度だとかありますけども——これちょっと違う問題に移っているんですが、保険税を完納していないとだめだという要件がありますよね、国保を完納しておかないと高額療養費の払い戻しできませんよと、ありますよね。その辺なんかについても結局払い切れなくて困っているのに、医療費の負担もできなくて困っていると。で、非常に多額の——入院しなくてはいけなくなったり手術しなくていけなくなったのにそれが払えなくて困っていて、なおかつ高額療養費の払い戻しができないというケースをですよ、ときどき聞くんですが、そこはみやき町がですよ、高額療養費の問題で国保の完納要件を外すという条例の改正を12月議会でされたと聞いたんですけども、そういうふうな動きとかいうのは察知されていますでしょうか。

○田中保険年金課長

そこについては申し訳ございませんが私も認識しておりませんでした。ただある意味、完納条件というのはやっぱり必要な部分もあるのかなというふうには思っているんで、その辺りについてはよく相談に来ていただきたいというところが我々いつも願いをしているところなんですよね。

○山下明子委員

これについてはね、賛成多数で可決されたということですね、それは問題だと思っていた議員もおられるんでしょうが、執行部の提案で出てきた条例改定案でそのようになったという話ですから、その経過をね、ぜひつかんでいただきながら、本当に高額療養費高過ぎて払えないという人たちにとってはその場でね、少しでも抑えてほしいという思いがあるわけですから、それが税金を納め切れなくて困っている人達にそのことがそのまま適用できないということになると本当やっぱり二重三重のネックになっていくわけですよ、だからそこはぜひつかんでいただきたいと思います、みやきの動きなども。

○田中保険年金課長

そこは少し勉強させていただくというか調査させていただきまして、十分に見てみたいと思いますので。

○白倉委員

87ページの後期高齢者医療保険のところの特別徴収と普通徴収の割合が8対2と見ていたのが大体6対4という説明で減額とプラスになっているんですが、徴収率としてはですね、それぞれどれぐらい見ておられるんでしょうか、平成23年度目標において。

○田中保険年金課長

特別徴収は100%ございます。一応普通徴収が98.9%、99%ぐらいを……

(発言する者あり)

8.9です。

○白倉委員

それと済みません、ちょっとよくわからなかったので教えてください。7ページに関してなんですが出産一時金の説明のところ7ページの歳入のところですね、出産一時金、これが今まで2分の1の国庫補助だったものが4分の1ということで前年度との差があって、それと保険として入る上乘せされた部分のことを言われているんでしょうか。で、そこが恐らく出産のときの異常分娩何かのときの上乗せ分だと思んですが、それが今どういう流れの中で政令が通ればという話の中につながっていくのかちょっとお願いします。

○田中保険年金課長

こちらの出産一時金の補助金の方でございますが、これは緊急少子化対策で暫定的に時限措置で4万円引き上げた分についての国庫補助でございまして、これまで平成22年度、平成23年3月までの暫定の臨時的な措置ですけど、ここまでは4万円の2分の1を国が補助して、あと2分の1を3分の1が保険税、3分の2が市が負担というふうなことになっていたものが、実は平成23年度恒久化しますよということで時限を外すということになります。そうすると4万円がそのまま、今まで35万円だったものにプラスになって39万円になります、3万円はまた医療費の補償の分で違いますけども。ですからその分が4万円プラスになりますけども、その分の1年間だけはその4万円の4分の1を国がみるというふうな政令改正になります。で、あと4分の3の3万円の2万円ないし1万円が税でみるというふうな形に変わり

ます。ただ、政令通れば来年度からは国の補助はなくなるということになります。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、文教福祉委員会に付託されました議案の審査を終了いたしたと思います。

保健福祉部の職員のみなさまは御退席いただいて結構でございます。お疲れ様でした。委員の皆さんちょっとお待ちください。

◎執行部退室

○堤委員長

委員の皆様におはかりいたしますが、以上で文教福祉委員会に付託されたすべての議案の審査を終了いたしました。現地視察の件でございます。昨日及び本日の審査を含めて現地視察の御要望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいでしょうか。では、現地視察の要望はもうないということで確認させていただきます。

それでは以上で本日の文教福祉委員会は終了いたします。次の委員会は明日18日金曜日午後1時半に開会いたします。よろしく願いいたします。お疲れ様でした。